

作業分科会における検討結果
(制度設計に関するたたき台)

目 次

- 取調べの録音・録画制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 犯罪事実の解明による刑の減輕制度，捜査・公判協力型協議・合意制度，
刑事免責制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- 通信傍受の合理化・効率化，会話傍受・・・・・・・・・・ 20 頁
- 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方・・・・・・・・・・ 30 頁
- 被疑者国選弁護制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37 頁
- 証拠開示制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 頁
- 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充・・・・・・・・ 48 頁
- 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64 頁
- 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方・・・・・・・・・・ 71 頁

取調べの録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、次に掲げる事件について逮捕又は勾留されている被疑者を当該事件について刑訴法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 1の場合において、次のいずれかに該当するときは、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、1の記録をすることが困難であると認めるとき
 - ② 犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき
 - ③ 被疑者が1の記録を拒んだことその他の事情により、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき
- 3 1及び2は、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項、第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合について、これを準用するものとする。
- 4 **A案** 録音・録画義務違反があった場合の供述の証拠能力を否定する規定、又は、取調べ状況の立証・認定を制限する規定を設ける。
B案 特別の規定は設けない（一般法則による）。

[補足説明]

1 検討の経過

取調べの録音・録画制度については、基本構想において、「録音・録画について指摘されている問題点についても十分考慮しつつ、取調べの適正が十分に確保されるとともに、取調べ状況をめぐる争いが生じた場合に客観的な形での確な事実認定が可能となる仕組みとすることが求められる」とされ、「一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける」制度案（「第1」の制度案）と、「録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする」制度案の2つの制度案を念頭に置いて具体的な検討を行うものとされた（後者については、検討の結果、被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度案（「第2」の制度案）として具体化された。）。また、このうち「第1」の制度案については、裁判員制度対象事件の身柄事件を念頭に置いて制度の枠組みに関する具体的な検討を行い、その結果を踏まえ、更に特別部会で対象事件の範囲の在り方についての検討を加えることとされた。

第1作業分科会においては、基本構想で示された以上の方針に沿って、2つの制度案について、具体的な制度設計の検討を行った。

2 「第1」の制度案について

(1) 録音・録画義務の対象とする取調べ（制度概要1）

裁判員制度対象事件の身柄事件を念頭に置きつつ、身柄拘束の基礎となっている事件の取調べについて、捜査機関に録音・録画を義務付けることとしている。

身柄拘束の基礎となっている事件以外の事件の取調べ（余罪取調べ）についても録音・録画を義務付けるかについて、身柄拘束下で行われる限り、余罪取調べを含め、取調べの録音・録画制度の対象事件についての取調べは全て録音・録画義務の対象とすべきであるし、例えば死体遺棄（裁判員制度非対象事件）の被疑者として逮捕・勾留中に関連する殺人（裁判員制度対象事件）の取調べが行われる場合の殺人の取調べは、初期供述の保全の観点からも録音・録画が必要であるから、義務付けの対象とすべきであるとの意見があった。

他方で、余罪取調べについても録音・録画が必要な場合があり得るとしても、余罪取調べの範囲、例えば死体遺棄事件における死亡経緯の取調べがどこから殺人事件の犯行状況の取調べとなるのかは不明確であること、身柄拘束の基礎となっていない事件については、被疑事実が客観的に定まっておらず、対象事件の該当性を判断する基準に欠けることなどから、録音・録画を義務付ける範囲を的確に画することは極めて困難であり、捜査機関の運用による録音・録画で対応すべきであるとの意見があった。

(2) 録音・録画義務の例外（制度概要2）

ア 録音・録画の対象外とすべき場面を適切に対象外とできる制度とするため、①外部的要因により録音・録画の実施が困難な場合、②加害等のおそれがあることにより、録音・録画の下では被疑者が十分な供述ができないおそれがある場合、③被疑者が録音・録画を拒否する意思を明示したこと等の事情から、録音・録画の下では被疑者が十分な供述ができないと認められる場合について、録音・録画義務の例外とすることとしている。

イ ①では、「記録をすることが困難である」と認められることを要件としており、これは、単に1台の機器が故障したり、1人の通訳人が録音・録画を拒否しただけでなく、他に利用できる機器がないことや、少数言語等であって他に録音・録画への協力が得られる通訳人がいない場合などの事情がある場合に限って、例外事由に該当するという趣旨である。

録画は困難でも録音が可能の場合は録音義務の例外としない旨の規定を設けるべきであるとの意見もあったが、録音・録画を法律で義務付ける以上、記録の正確性や改ざんの防止が十分に担保された方法によることが前提となる上、捜査機関における録音・録画の試行状況を見ても、録画のみが困難である場合は実際には想定しにくいものと考えられた。

ウ ②では、例外事由をできる限り明確なものとするため、考慮要素として、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者が所属する団体の性格を例示することとしている。

②については、反対意見もあったが、その必要性にはおおむね異論がなく、具体的な要件について、例外事由をより限定するため、加害等の内容を絞り、少なくとも困惑行為は含めるべきでないとの意見や、被疑者が録音・録画を求めたときは例外としない旨の規定を設けるべきである（なお、③についても同様）との意見があった一方で、組織的犯罪では、取調べごとに録音・録画の実施・不実施を判断する形の例外事由は機能しにくいと考えられるため、端的に被疑者が暴力団等の犯罪組織の構成員であることを例外事由とすべきであるとの意見もあった。

エ ③では、録音・録画の下では被疑者が十分な供述ができないと認められる場合について、被疑者が録音・録画を拒否する旨を明示した場合に限らず、録音・録画義務の例外とすることとしている。

もともと、この点については、拒否の意思が明示されていない場合ま

で録音・録画義務の例外とすると、例外事由が広範かつ不明確なものとなり、事後的な例外事由の立証や判断も困難になる上、不適正な取調べが行われるおそれも大きくなるとして反対する意見があった一方で、取調べの実情を踏まえると、被疑者から十分な供述や弁解を聴取するためには、被疑者が拒否の意思を明示しない又はできない場合であっても一定の範囲で捜査機関側の判断による録音・録画義務の例外を認めることが不可欠である上、例外事由の立証や判断も十分に可能で、広範な例外にもならないとする意見もあり、意見が分かれた。

オ ①から③までのほか、特に性犯罪について、録音・録画により被害者の心情や名誉・プライバシーが著しく害されるおそれがあると認められる場合を録音・録画義務の例外事由とすべきであるとの意見があった一方で、事実上性犯罪の全てを録音・録画義務の対象外とするのと等しい結果となりかねないこと、一旦録音・録画をした上で記録媒体の証拠開示又は公判での再生について適切な対応をすれば足りることから、そのような例外事由は設けるべきでないとの意見もあった。

(3) 実効性の担保（制度概要4）

制度の実効性を担保するため、(ア)録音・録画義務違反があった場合の供述の証拠能力を否定する規定、又は、(イ)取調べ状況の立証・認定を制限する規定（取調官の供述による立証・認定を禁止する旨の提案もあった。）を設けるべきであるとの意見（A案）があった一方、そのような特別の規定を設けることには課題が多く、一般法則（自白法則、違法収集証拠排除法則）に委ねても制度の実効性は十分に担保できるとの意見（B案）もあったことから、制度概要においては両者を併記している。

A案のうち、(ア)の規定については、現行法上確立されている一般法則との整合性に問題があり、その点についておおむね異論はなかったものの、担保措置としては極めて徹底したものであるとして、これを支持する意見があった一方、義務違反の内容や程度を問わず一律に証拠能力を否定することになる点で結論の妥当性にも問題があるとして、反対する意見があった。

これに対し、(イ)の規定は、(ア)の規定に比して理論上の問題は少ないが、その要否・当否については意見が分かれ、録音・録画義務とは別に、制度の実効性を担保するためこのような規定が必要であるとの意見があった一方、(ア)の規定についてと同様、結果として、例外事由に該当しない場合には具体的事情を問わず一律に供述を証拠とできなくなるため、その妥当性には疑問があるとの意見があった。

第2 被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 司法警察員は、次に掲げる事件について、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項（同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）に記録しなければならないものとする。検察官が、被疑者に対し、同法第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合も、同様とする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の供述を刑訴法第198条第3項の規定により調書に録取するときは、同条第4項に規定する手続の状況を記録媒体に記録しなければならないものとする。この場合において、同条第5項の規定により調書に署名押印することを求めるときは、その状況についても記録媒体に記録しなければならないものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、被疑者が記録を拒んだとき、又は記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により記録をすることが困難であると認めるときは、記録をしないことができるものとする。
- 4 2のほか、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の取調べを行うときは、被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録するよう努めなければならないものとする。

〔補足説明〕

1 「第2」の制度案について

(1) 基本的な考え方

この制度案は、録音・録画の対象外とすべき場面を適切に対象外とできるよう、取調べのうち典型的に録音・録画による弊害が小さい場面について録音・録画を義務付けるものの、例外事由は「第1」の制度案と

比較してより限定的なものとし、捜査機関の運用による録音・録画と併せて、全体として録音・録画が幅広く実施されることを確保しようとするものである。

(2) 制度概要について

「第2」の制度案においても、実際上は、運用による録音・録画も含めて、「第1」の制度案におけるのと同程度の範囲での録音・録画が実施されることを想定しているため、対象事件は「第1」の制度案と同様としている。

そして、制度概要1において弁解録取手続の録音・録画を、同2において取調べのうち被疑者に供述調書を読み聞かせ又は閲覧させて署名押印を求める場面の録音・録画を、いずれも捜査機関の義務とする一方、同3においては、被疑者が録音・録画を拒否した場合及び機器の故障等の外部的要因により録音・録画の実施が困難である場合のみを、録音・録画義務の例外とすることとしている。

さらに、より広い範囲の録音・録画の実施を確保する観点から、同4において録音・録画の努力義務を課すこととしており、捜査機関は、被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため、被疑者取調べの録音・録画の実施に努めなければならないこととしている。

この制度案については、録音・録画を義務付ける範囲があまりにも限定的であり、取調べの適正確保に資するという観点からも、供述の任意性・信用性の判断及び立証に資するという観点からも、録音・録画の有用性を我が国の刑事司法制度に取り込むための方策として十分なものとはなり得ないのではないかとの意見があった一方で、例外事由を過不足なく規定することが困難であるという「第1」の制度案の難点を回避しつつ、広く録音・録画を実施するためには、「第2」の制度案の方が望ましく、捜査機関は自白の任意性等を立証すべき立場にある以上、録音・録画をするか否かについて恣意的な判断がなされることはないとの意見もあった。

犯罪事実の解明による刑の減軽制度

考えられる制度の概要

1 自己の犯罪事実を明らかにする行為

刑法第42条に規定するもののほか、罪を犯した者が、自己の犯罪について、捜査機関に知られていない事実であって当該自己の犯罪の証明のため重要なものを供述してその犯罪事実を明らかにしたときは、その刑を減軽することができるものとする。

2 他人の犯罪事実を明らかにする行為

罪を犯した者が、次に掲げる他人の犯罪について、捜査機関に知られていない事実であって当該他人の犯罪の証明のため重要なものを供述してその犯罪事実を明らかにした場合において、当該自己の犯罪及び当該他人の犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減軽することができるものとする。

(1) 当該自己の犯罪との間に次に掲げる関係のある他人の犯罪

ア 共犯関係又はこれに準ずる関係

イ 一方の犯罪行為が他方の犯人の蔵匿等又は他方に係る刑事事件の証拠の隠滅等を内容とする関係

ウ 一方の犯罪行為の対象となる人や物等が他方の犯罪行為を構成する関係（ア・イに該当するものを除く。）

(2) 当該自己の犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて実行された他人の犯罪（(1)に該当するものを除く。）

3 虚偽供述に対する罰則

自己の刑事事件に関し2に規定する事由の有無についての判断を誤らせて刑の減軽、公訴を提起しない処分その他の有利な措置をとらせる目的で、裁判所、裁判官又は捜査機関に対し、他人の犯罪事実について虚偽の供述をした者は、5年以下の懲役に処するものとする。

〔補足説明〕

1 刑の減軽規定（制度概要1及び2）

(1) 自己の犯罪事実を明らかにする行為（制度概要1）

制度概要1は、自己の犯罪事実を明らかにする行為に任意的な刑の減軽を認め得るとするものである（自己負罪型）。

ア 刑の減軽事由については、「自己の犯罪について、捜査機関に知られていない事実であって当該自己の犯罪の証明のため重要なものを供述してそ

の犯罪事実を明らかにしたとき」としている。減軽事由の内容を「自己の犯罪事実を明らかにするため欠くことのできない（行為）をしたとき」とすることも考えられたが、該当性判断の容易性等の観点から減軽事由を明確なものとするためには、同1記載のものの方がより適切と考えられた。

また、減軽事由に該当する行為については、「供述」のみを記載している。これは、証拠の提出などの行為は供述に伴ってなされるものと考えられる上、減軽事由を明確化させる観点からは「供述」に限定する方が適切と考えられたためである。

イ 刑の減軽の相当性判断における考慮要素は掲げていない。これは、アのように減軽事由の内容を明確化すれば、減軽事由に該当する行為の内容に係る考慮要素を敢えて掲げる必要はないと考えられ、また、行為の時期や、自己の犯罪の軽重及び情状といった事情も、何ら考慮要素が掲げられていない自首規定の適用においても考慮されていることから、これらに係る考慮要素についてもあえて掲げる必要はないと考えられたためである。

ウ なお、「刑法第42条に規定するもののほか」とし、刑法総則の自首規定が適用されない場合に自己負罪型が適用されることとしている。

(2) 他人の犯罪事実を明らかにする行為（制度概要2）

制度概要2は、他人の犯罪事実を明らかにする行為に任意的な刑の減軽を認め得るとするものである（捜査協力型）。

ア 刑の減軽事由については、基本的に自己負罪型と同様の内容としているところ、このうち「他人の犯罪」の範囲については、自己の犯罪と関連する範囲のものとして、同2(1)及び(2)に掲げるものに限定している。これは、実効的な制度とする観点からは共犯者以外の者の犯罪をも対象とするのが適切だとしても、その範囲を無限定なものとすると公判での主張・立証が困難な場面が生じ得るなどの懸念があることに加え、自己の犯罪と関連する他人の犯罪は、いわば一体のものとして捜査がなされ得るものであり、そのような他人の犯罪を併せて解明することの政策的必要性がより高く、制度としての実効性もより高いと考えられたこと、自己の犯罪と関連する犯罪を解明した場合の方が、当該自己の犯罪に対する非難の減少を認めやすく、制度の理論的根拠により整合的であると考えられたことなどによる。

なお、このうち、同2(1)アは、共同正犯となる関係、正犯と教唆犯・幫助犯の関係のほか、いわゆる必要的共犯（内乱罪、談合罪等）となる罪を共に犯す関係等を、同イは、本犯とその犯人蔵匿等や証拠隠滅等の関係等を、同ウは、例えば、詐欺とその詐取金についての犯罪収益等隠匿の関係や、未成年者略取と被略取者引渡しとの関係等をそれぞれ念頭に置いてお

り、また、同2(2)は、例えば、組織間の抗争において一連の犯行計画に基づいて複数の犯罪が行われた場合等を念頭に置いている。

この点に関し、制度の実効性を高める観点から、これらに加え、自己が属する振り込め詐欺組織内の別グループに属する関係にある他人による詐欺の犯行についても「他人の犯罪」に含めることを検討するべきであるとの意見も示された。

イ 捜査協力型においては、現行の自首規定等とは異なり、刑の減輕の相当性を判断するに当たって、「当該自己の犯罪及び当該他人の犯罪の軽重及び情状」が重要な要素となると考えられたため、特にこの点を考慮要素として明示している。

ウ 効果については、任意的な刑の減輕にとどめ、刑の免除を含まないこととしている。これは、捜査協力型はこれまでにない制度を新たに設けるものであり、また、刑法総則の自首規定も任意的な刑の減輕を認めるにとどめていることに照らすと、あえて刑の免除まで認めなければ政策目的を達し得ないとまではいえないと考えられたためである。

2 虚偽供述に対する罰則（制度概要3）

(1) 制度概要3は、刑の減輕制度の適正を担保するとともに、虚偽供述の対象とされる他人の名誉・信用等に係る利益を保護するため、他人の犯罪事実についての虚偽供述を処罰する罰則を設けるものである。

この点に関し、現行法に偽証罪が設けられているため罰則を設ける必要はない旨の意見も示された一方、偽証罪が適用されない虚偽供述もあり得る上、刑の減輕制度についていわゆる引っ張り込みの危険が指摘されているのであるから、制度的な手当として虚偽供述を処罰する罰則を設けるべきであるとの意見も示された。

(2) 罰則の構成要件としては、まず、「自己の刑事事件に関し2（捜査協力型）に規定する事由の有無についての判断を誤らせて刑の減輕、公訴を提起しない処分その他の有利な措置をとらせる目的」との主観的要件を設けている。目的の内容を刑の減輕を受ける目的に限定していないのは、刑の減輕事由に該当すると判断された場合、必ずしも常に刑の減輕処理がなされるのではなく、量刑上の有利な考慮や、不起訴処分がなされるような場合もあり得るため、こうした有利な措置を目的とした虚偽供述も想定されることによる。なお、このような目的要件については、他の目的によることが積極的に立証されない限り認定されることとなりかねず、処罰範囲を限定する機能を果たさないのではないかとの意見があった一方で、目的要件を設けないとすると、単純な被疑者の虚偽供述を処罰することとなりかねず、罰則の在り方として適切ではない旨の意見があった。

実行行為については、その相手方を「裁判所、裁判官又は捜査機関」に限定し、また、刑の減軽等を目的として自己の犯罪事実のみについて虚偽の供述をすることは想定しづらいと考えられることから、「他人の犯罪事実について」の行為に限定し、さらに、刑の減軽事由と対応させる観点から、行為の内容を「虚偽の供述」としている。

- (3) 法定刑については、現行法上の犯人蔵匿等罪（刑法第103条）及び証拠隠滅等罪（同法第104条）の法定刑（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）や、偽証罪（同法第169条）の法定刑（3月以上10年以下の懲役）などとの均衡を考慮し、「5年以下の懲役」としている。

3 その他

(1) 制度の対象犯罪

制度趣旨等に照らし、対象犯罪を限定する合理的理由はないと考えられるため、刑法総則の自首規定と同様、制度の対象犯罪は限定していない。

(2) 制度の実効性

任意的な刑の減軽事由については、実務上、法定刑の下限を下回る量刑をする場合に限り減軽処理が行われる運用がなされており、また、実際に減軽されるか否かは判決時まで分からないことから、自発的な供述の動機付けとして十分に機能しないのではないかとの意見があった。これに対しては、一般情状として考慮されるにとどまっていた事情を、量刑上特に積極的に考慮すべきことを立法者意思として示すことに意義があり、自首と同様、実際に刑の減軽処理がなされないことがあるとしても、供述の動機付けとして十分機能し得るとの意見があった。

(3) 適正担保方策

刑の減軽制度に対しては、無関係な第三者を引っ張り込む危険を増加させることが懸念されるとの意見があり、この点に関連し、取調べの全過程の録音・録画を必要なものとするべきとの意見もあった。これに対しては、捜査官は徹底した裏付け捜査を行うこととなり、また、他人の公判で証言する際には、徹底した反対尋問がなされる上、偽証罪の制裁も科され得るのであって、これらに加えて前記2の罰則を設けることとすれば、制度の適正を十分担保することができる旨の意見があった。

(4) 公判審理の負担

捜査協力型に関し、裁判所としては、減軽事由の存否について、他人の犯罪の証拠構造を把握した上で判断しなければならず、特に減軽事由の存否が争われた場合、公判審理の負担が重くなる旨の意見があった。これに対しては、減軽事由の存否の判断に必要な証拠は、検察官及び被告人側から公判に顕出されるとの意見や、「他人の犯罪」の範囲を自己の犯罪と関連する範囲

に限定すれば，減輕事由の存否に係る事實は，当該被告人の公判審理で立証される事實に関連するものに限定されるため，公判審理に過度の負担を生じさせることにはならない旨の意見などもあった。

考えられる制度の概要

1 合意の内容等

(1) 検察官は、被疑者又は被告人及び弁護人との間で、被疑者又は被告人がアに掲げる行為をする旨及び当該行為が行われる場合には検察官が被疑事件又は被告事件についてイに掲げる行為をする旨の合意をすることができるものとする。

ア 被疑者又は被告人による次に掲げる行為

(ア) 検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して他人の犯罪事実を明らかにするため真実の供述をすること

(イ) 他人の刑事事件の証人として尋問を受ける場合において真実の証言をすること

(ウ) 他人の犯罪事実を明らかにするため、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して証拠物を提出すること

(エ) その他関連行為

イ 検察官による次に掲げる行為

(ア) 公訴を提起しないこと

(イ) 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること

(ウ) 公訴を取り消すこと

(エ) 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を請求すること

(オ) 即決裁判手続の申立てをすること

(カ) 略式命令の請求をすること

(キ) 求刑において特定の科刑意見を述べること

(ク) その他関連行為

(2) (1)の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにして行うものとする。

(3) 検察官は、(1)の合意をするため必要な協議において、被疑者又は被告人に対し、他人の犯罪事実を明らかにするための供述を求めることができるものとする。この場合においては、刑訴法第198条第2項の規定を準用するものとする。

2 合意成立時における公判手続の特則

(1) 検察官は、被告事件について当事者間で1(1)の合意が成立しているときは、遅滞なく、1(2)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。合意の当事者がその合意から離脱する旨の告知をしたときは、3(1)

イの書面についても同様とする。

- (2) 供述録取書等が1(1)の合意に基づいてなされた供述を記録したものであるとき又は証人との間で1(1)の合意が成立しているときは、検察官は、遅滞なく、1(2)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。合意の当事者がその合意から離脱する旨の告知をしたときは、3(1)イの書面についても同様とする。

3 合意違反の場合の取扱い

(1) 合意からの離脱

ア 1(1)の合意の当事者は、相手方当事者がその合意に違反したときその他一定の場合には、その合意から離脱することができるものとする。

イ アの離脱は、その理由を記載した書面により、相手方に対し、その合意から離脱する旨を告知して行うものとする。

(2) 検察官が合意に違反した場合における公訴の棄却等

ア 検察官が1(1)イ(ア)から(カ)までに係る合意に違反して、公訴を提起し、合意内容と異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、公訴を取り消さず、又は訴因等の変更等を請求することなく公訴を維持したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならないものとする。

イ 検察官が1(1)イ(イ)に係る合意に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、その請求を却下しなければならないものとする。

(3) 検察官が合意に違反した場合における証拠の使用制限

検察官が1(1)の合意に違反したときは、被告人が協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述及びその合意に基づいて得られた証拠は、原則として、これらを証拠とすることができないものとする。

4 合意が成立しなかった場合における証拠の使用制限

1(1)の合意が成立しなかったときは、被疑者又は被告人が協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述は、原則として、これを証拠とすることができないものとする。

5 合意をした被疑者又は被告人による虚偽供述等の処罰

1(1)の合意をした被疑者又は被告人が、その合意に係る他人の犯罪事実に関し当該合意に係る行為をすべき場合において、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出したときは、5年以下の懲役に処するものとする。

[補足説明]

1 制度概要 1 (合意の内容等) について

- (1) 制度概要 1 (1)は、検察官及び被疑者又は被告人において合意できる内容を記載している。同イの検察官が合意できる内容のうち、即決裁判手続の申立て（同(ウ)）、略式命令請求（同(カ)）及び特定の求刑（同(キ)）については、当事者間でこれらに合意することができるとしても、裁判所がそれに拘束されず異なる判断をすることができることから実効性に疑問がある旨の意見があった。これに対しては、これらの類型の合意が裁判所を拘束するものでないとしても、略式手続や即決裁判手続は検察官の申立て等がなければ手続が採られることのないものであり、求刑も協力の動機付けになり得るものであるから、これらの合意類型も認めるべきである旨の意見が少なからず示された。
- (2) また、同 1 (1)アの被疑者・被告人が合意できる内容に関連する意見として、検察官が被疑者・被告人との間で、捜査段階で真実の供述をし、公判段階では証言を拒絶する旨合意しておくことにより、合意に基づいてなされた供述を録取した検察官調書のみが証拠として用いられる事態があり得るので、そのような事態を防止するため、合意に基づいて作成された検察官調書について刑訴法第 3 2 1 条第 1 項第 2 号の適用を除外するべきとの意見があった。これに対しては、公判段階での反対尋問を経なければ合意に基づいて得られた供述の信用性は相対的に低く評価されることになるからそれで足りるとする意見や、合意の当事者がその後死亡したため公判で証言できない場合を含めたあらゆる場合に検察官調書の活用を認めないのは不当であり、供述者の死亡時には伝聞例外を適用とするならばその場合とそれ以外の場合を合理的に区別できるか疑問がある旨の意見等が示された。
- (3) 合意に向けた協議の手続では、検察官において、被疑者・被告人による協力意思の真しきや協力内容及びその信用性を見極めるため、被疑者・被告人から直接供述を聴取することが必要と考えられるが、このような協議段階における供述の聴取については、通常取調べとは区別された協議の手続の一部として基本的に弁護人が同席して行われるものとすべきことに特段の異論はなかった（同 1 (3)）。合意が成立しなかった場合には、協議手続においてなされた供述は、原則として証拠とすることができないこととなる（同 4 参照）。
- (4) 司法警察員の送致事件において本制度を利用することについては、被疑者が協議を求めて捜査の遅延やかく乱を図り、又は司法警察員の取調べに応じないようになり、司法警察員による第一次捜査の機能が害されるのではないかとの懸念が示された。このような懸念を解消して本制度が適切に活用されるような制度とするため、司法警察員と検察官とが十分に連携をとって協働する仕組みを含め、更に具体的な方策を検討する必要があるとの意見が示さ

れた。

2 制度概要 2（合意成立時における公判手続の特則）について

(1) 制度概要 2 (1)は、被告事件について当事者間で合意が成立している場合に、検察官に合意に係る書面（その後合意の当事者の一方が離脱した場合には同 3 (1)イの離脱書面も同様）の証拠調べ請求を義務付けている。これは、被告事件について合意が成立している場合には、当事者の訴訟活動が合意に基づいて行われることとなる上、検察官が合意に違反した場合に裁判所において公訴を棄却すること等が必要となることから、裁判所が合意の内容を確実に把握できるようにする仕組みを設けるものである。

(2) 同 2 (2)は、当事者が合意に基づいてなされた供述を録取した供述録取書等の証拠調べを請求し又は裁判所が職権でこれを取り調べることとした場合及び証人が合意に基づいて証言することとなる場合に、検察官に合意に係る書面（離脱書面についても同様）の証拠調べ請求を義務付けている。これは、これら合意に基づいて得られる証拠の取調べに当たり、合意の内容を踏まえた十分な防御活動及び裁判所による供述の信用性判断がなされることを担保するためのものである。

3 制度概要 3（合意違反の場合の取扱い）について

(1) 制度概要 3 (1)アは、合意からの離脱事由を記載している。この点に関し、相手方当事者が合意に違反した場合のほか、①略式命令を請求する旨の合意に基づいて検察官が略式命令を請求したものの裁判所が略式不相当と判断した場合など、合意の当事者以外の者の判断により合意に基づいて検察官が付与した恩典が実質的に損なわれる事態となったとき（被疑者又は被告人）や、②被疑者又は被告人が協議において虚偽の供述をしたため合意自体に瑕疵があるような場合等（検察官）にも、合意からの離脱を認めてよいとの意見があったことから、制度概要においてはこれらの「その他一定の場合」にも合意から離脱できるものとしている。

(2) 同イは、合意からの離脱の方式を記載している。離脱書面には、離脱の理由として相手方当事者による合意違反と考えられる行為の内容が記載されることとなるため、合意違反の有無をめぐる争いが生じた場合にはこれが裁判所の判断資料ともなると考えられる。

(3) 同 3 (3)は、検察官が合意に違反した場合の合意に基づいて得られた証拠等の使用制限を記載している。検察官が合意に違反した場合、第一次的には、公訴棄却（同(2)）等により合意に違反する公訴権行使の効力を否定し、検察官が合意を履行したのと同様の状態を作出することとするものであるが、それに加えて本制度による合意の実効性を十全なものとし、制度の利用価値を高めるとの政策的な観点から、検察官が合意に違反した場合には、協議に

においてなされた供述及び合意に基づいて被疑者・被告人が提供した第一次証拠の範囲（派生証拠を含まない。）で、原則としてその使用を制限する仕組みとするものである。この点については、第三者に証拠の使用制限の主張適格を認めることの可否等について更に検討するべきとの意見も示された。

4 制度概要 4（合意が成立しなかった場合における証拠の使用制限）について

制度概要 4 は、合意が成立しなかった場合の証拠の使用制限を記載している。被疑者又は被告人は、協議手続において、検察官による恩典提示の前提として、自己が提供できる捜査・公判協力の内容を明らかにすることが必要となるが、これは、本来的に、合意後に合意に基づいて提供することとなる供述をするに等しい行為であり、合意が成立しなかった場合にもその供述が自由に証拠とされ得ることとすると、本制度の利用自体又は協議段階の供述を躊躇させかねないことから、協議における被疑者・被告人の供述を促進して本制度の機能を高めるため、このような使用制限を設けるものである。なお、この使用制限の範囲に協議における供述の派生証拠まで含めることは、その後の捜査によりどのような証拠が得られてもこれを使用できないこととなり、事実上検察官から合意をしない自由を奪うものとして相当でないとの意見があった。この点については、上記の限度の使用制限であっても、協議における供述を用いることができないとその派生証拠の関連性を示すことが困難となりかねないなど、それが実際の捜査に与える影響を慎重に検討するべきとの意見もあった。

5 制度概要 5（合意をした被疑者又は被告人による虚偽供述等の処罰）について

制度概要 5 は、合意に基づいて得られる供述等の信用性を担保する方策の一つとして、合意をした被疑者又は被告人が他人の犯罪事実について虚偽の供述をする行為等を処罰する罰則を新設するものである。

6 その他

制度の対象犯罪に関しては、恩典付与の対象となる犯罪（合意の当事者である被疑者・被告人が犯した犯罪）と解明すべき犯罪（合意に基づく解明の対象となる他人の犯罪）の双方についてそれぞれ限定の要否及びその趣旨・目的を検討する必要がある。前者は本制度を通じて恩典を付与することについての被害者を始めとする国民の理解、後者は本制度を利用する必要性・有用性が検討の視点となり得るとの意見や、本制度が利用される場合のいわゆる引っ張り込みの危険に対処するため、取調べの録音・録画制度により、協議開始前の取調べ及び合意成立後の取調べが録音・録画されるようにするべきとの意見があった。

刑事免責制度

考えられる制度の概要

1 証人を尋問する場合における免責決定

(1) 検察官は、証人尋問を請求するに当たり、その尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、当該事項についての証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。

ア その証人尋問において尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、証人による偽証等の罪に係る事件において用いる場合を除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないものとする（派生使用免責）。

イ その証人尋問においては、刑訴法第146条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないものとする。

(2) (1)の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人に尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を(1)ア及びイに掲げる条件により行う旨の決定（以下「免責決定」という。）をするものとする。

2 証人尋問の開始後における免責決定

(1) 検察官は、証人尋問において、証人が刑訴法第146条の規定により証言を拒絶した場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、免責決定の請求をすることができるものとする。

(2) (1)の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人が刑訴法第146条の規定により証言を拒絶していないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問について免責決定をするものとする。

3 第1回公判期日前の証人尋問における利用

犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、刑訴法第223条第1項の規定による取調べに対して、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項について十分な供述をしなかったと認められる場合には、第1回の公判期日前であり、かつ、免責決定を併せて請求するときに限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができるものとする。

〔補足説明〕

1 制度概要 1 及び 2（検察官が免責決定を請求できる場面、裁判所の役割）について

(1) 制度概要 1 は、刑事免責制度について、裁判所の免責決定により、証人に対して証言についての派生使用免責を付与し、刑訴法第 146 条の規定にかかわらず、証言を拒絶できない条件の下で証人尋問を行うこととしている。

そして、同 1 (1) では、証人尋問を請求するに当たり、尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項（以下「自己負罪事項」という。）が含まれる場合に、また、同 2 (1) では、証人尋問の開始後に、証人が同条の規定により証言を拒絶した場合に、それぞれ、検察官が裁判所に対し、免責決定を請求できることとしている。

(2) 同 1 (2) 及び 2 (2) は、裁判所の役割につき、裁判所が請求の形式的な要件該当性（「尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項が含まれる」こと、又は「証人が刑訴法第 146 条の規定により証言を拒絶した」こと）の審査のみを行って免責決定をするものとし、また、裁判所の職権による免責決定は認めず、必ず検察官の請求に基づく仕組みとしている。これは、本制度を利用して証人に免責を与えると、当該証人の訴追が事実上困難となるので、同人を訴追する必要性と同人から証言を得る必要性との比較衡量が必要であり、それをなし得るのは裁判所ではなく検察官であるとの理由による。

なお、これらの点に関しては、裁判所が形式的な要件該当性のみならず免責の必要性及び相当性を審査する仕組みとすべきであり、また、裁判所の職権による免責決定もできるようにすべきであるとの意見もあった。

(3) また、本制度については、いわゆる引っ張り込みの危険があると考えられることから免責決定が請求される以前の取調べの全過程の録音・録画を必要とするべきとの意見があったが、これに対しては、制度上、引っ張り込みの危険が内在するものではないとの意見があった。

2 制度概要 3（第 1 回公判期日前の証人尋問における本制度の利用の在り方）について

(1) 制度概要 3 は、第 1 回公判期日前の証人尋問について、現行の刑訴法第 226 条の要件を拡充するものである。

すなわち、現行の同条においては、同条に定める者が同法第 223 条第 1 項の規定による取調べに対して、出頭しなかった場合、又は、供述を拒否した場合にのみ、第 1 回公判期日前の証人尋問を請求できるとされており、それが利用できる場面が限定されているところ、同証人尋問において、本制度を十分に活用できるようにする観点から、同法第 226 条に定める者が、同法第 223 条第 1 項の規定による取調べに対し、自己負罪事項について「十

分な供述をしなかった」と認められる場合に、免責決定を併せて請求するときには、検察官が同証人尋問を請求できることとしている。

(2) 同証人尋問における本制度の利用に関しては、同証人尋問においては弁護人の立会権が認められておらず、反対尋問による信用性の吟味がなされないまま証言が証人尋問調書として証拠化され、被告人の法廷において証拠とされ得るなどの理由から消極的に考える意見が示される一方で、同証人尋問において、弁護人の立会いを必要的とすべきか否かは本制度固有の問題でなく、公判前という早い段階で供述を得ることの必要性・相当性の観点から検討されるべきであるとの意見が示された。

また、同証人尋問の拡充については、裁判官が、取調べにおいて「十分な供述をしなかった」か否かを判断するのは困難ではないかとの意見が示される一方で、当該取調べにおける供述と他の証拠との比較により判断することが可能ではないかとの意見が示された。

第1 対象犯罪の拡大

考えられる制度の概要

- 1 通信傍受の対象犯罪に以下の罪を加えるものとする。
 - (1) ① 刑法第108条（現住建造物等放火）の罪及びその未遂罪
 - ② 刑法第199条（殺人）の罪及びその未遂罪
 - ③ 刑法第204条（傷害）及び第205条（傷害致死）の罪
 - ④ 刑法第220条（逮捕及び監禁）及び第221条（逮捕等致死傷）の罪
 - ⑤ 刑法第224条から第228条まで（未成年者略取及び誘拐，営利目的等略取及び誘拐，身の代金目的略取等，所在国外移送目的略取及び誘拐，人身売買，被略取者等所在国外移送，被略取者引渡し等，未遂罪）の罪
 - ⑥ 刑法第235条（窃盗），第236条第1項（強盗）及び第240条（強盗致死傷）の罪並びにこれらの罪の未遂罪
 - ⑦ 刑法第246条第1項（詐欺），第246条の2（電子計算機使用詐欺）及び第249条第1項（恐喝）の罪並びにこれらの罪の未遂罪
 - (2) 爆発物取締罰則第1条（爆発物の使用）及び第2条（使用の未遂）の罪
 - (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第10条第1項（犯罪収益等隠匿）及び第2項（未遂罪）の罪
- 2 **A案** 1(1)から(3)までに掲げる対象犯罪について，通信傍受の対象を一定の組織性を有する犯罪に限定するための要件を通信傍受法第3条第1項において規定する（現行法上の対象犯罪よりも通信傍受の実施要件を厳格なものとする。）。
B案 1(1)から(3)までに掲げる対象犯罪について，A案のような限定要件は規定しない（現行法上の対象犯罪と同一の要件の下で通信傍受を実施し得るものとする。）。

〔補足説明〕

1 制度概要1について（新たに追加する対象犯罪の内容）

通信傍受の対象犯罪に新たに追加するものとしては，基本構想でも例示された振り込め詐欺関連（制度概要(1)⑦），組織窃盗関連（同⑥），略取・誘拐関連（同

④・⑤)の各犯罪のほか、国民の生命・身体に重大な被害を及ぼし得る犯罪(同①～③,同(2))とマネーロンダリング関連犯罪(同(3))を掲げている。後二者については、これらを対象犯罪に追加することに慎重な意見もあった。

基本構想においては、対象犯罪の拡大につき、「通信傍受の活用が必要な犯罪をきめ細かく抽出する方法により検討を進める。」とされたところであり、制度概要1に掲げる罪のほか、後記「対象犯罪に追加することが考えられる犯罪」に掲げる罪も対象犯罪に追加すべきであるとの意見もあったが、これに対しては、対象犯罪が広がり過ぎるとして反対する意見もあった。

2 制度概要2について(新たに追加する対象犯罪について傍受を実施する場合の加重要件)

新たに追加する対象犯罪につき、一定の組織性を有する犯罪に限定するための要件を規定するかどうかについては、傍受の実施要件を定める通信傍受法第3条第1項において一定の加重要件を規定することとするA案と、そのような要件は規定せず、現行法上の対象犯罪と同一の要件の下で通信傍受を実施し得ることとするB案を併記している。

A案は、そのような加重要件を規定しなければ通信傍受が必要以上に広範に行われるおそれがあるという問題意識を前提とするものである。加重要件の具体的な内容については、例えば、対象犯罪が組織的犯罪処罰法第2条第1項の「組織」^(注1)により行われたと疑うに足る状況があることを必要とすべきではないかとの意見、対象犯罪が組織的犯罪処罰法第3条第1項の要件(団体の活動^(注2))として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたこと)を満たすと疑うに足る状況があることを必要とすべきではないかとの意見、対象犯罪が同様の態様で反復継続して行われたと疑うに足る状況があることを必要とすべきではないかとの意見、暴力団関連犯罪として提案された罪(制度概要1の中では(1)①及び③, (2)並びに(3)がこれに当たる。)については、暴力団組員がその暴力団の利益のために行ったと疑うに足る相当な理由があることを必要とすべきではないかとの意見等が示された。

これに対し、B案は、現行法上既に、対象犯罪についての嫌疑の充分性、犯罪関連通信が行われる蓋然性、捜査手法としての補充性(他の捜査手法によっては犯人の特定等が著しく困難であること)など、厳格な要件が定められているから、加重要件を規定しなくとも、通信傍受が必要以上に広範に行われるおそれはないと考えられること、むしろ、そのような加重要件を課すこととすると、本来対象となるべき事案が通信傍受の対象に含まれないこととなり得ること、加重要件の疎明は実際上困難であることなどを理由とするものである。

(注1)「組織」とは、指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。

(注2)「団体の活動」とは、団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。また、「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるものをいう。

対象犯罪に追加することが考えられる犯罪

1 組織を背景とした犯罪

(1) 児童ポルノ関連犯罪

- 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条第4項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)・第5項(不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等)

(2) ヤミ金関連犯罪

- 出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第5条第2項(業として行う高金利)・第3項(業として行う著しい高金利)，第8条第1項(業として行う高金利の脱法行為)・第2項(業として行う著しい高金利の脱法行為)
- 貸金業法第47条第2号(無登録営業)

(3) 人身取引関連犯罪

- 売春防止法第12条(売春をさせる業)

2 暴力団関連犯罪

(1) 一般国民が標的となり得る犯罪

- 刑法第223条(強要)，第234条(威力業務妨害)，第260条(建造物等損壊及び同致死傷)，第261条(器物損壊)
- 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第3条(火炎びんの製造等)

(2) 賭博関連犯罪

- 刑法第186条(常習賭博及び賭博場開張等凶利)
- 競馬法第30条第1号(無資格競馬)
- 自転車競技法第56条第1号(無資格自転車競走)
- 小型自動車競走法第61条第1号(無資格小型自動車競走)
- モーターボート競走法第65条第1号(無資格モーターボート競走)

3 テロ関連犯罪

- 刑法第77条(内乱)，第81条(外患誘致)
- 航空機の強取等の処罰に関する法律第1条(航空機の強取等)
- サリン等による人身被害の防止に関する法律第5条第1項(発散させる行為)
- 外国為替及び外国貿易法第69条の6第1項第2号(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可輸出)・第2項第2号(核兵器等の無許可輸出等)，第69条の7第1項第4号(無承認輸出)
- 関税法第111条第1項第1号(無許可輸出)

4 その他

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条(不正アクセス行為)・刑法第168条の2(不正指令電磁的記録作成等)
- 出資法第8条第3項(第2条第1項違反。預り金)
- 金融商品取引法第197条の2第10号の4(無登録営業)

第2 立会い、封印等の手続の合理化

考えられる制度の概要

- 1 傍受の実施方法として、傍受の対象となる通信を通信事業者等の施設において暗号化した上で送信し、これを捜査機関の施設において自動記録等の機能を有する専用装置で受信して復号化することにより、傍受を実施し、傍受した通信は同装置で自動的に暗号化しつつ記録媒体に記録する仕組みを、新たに採用するものとする。
- 2 (1) **A案** 1の送信及び記録の際の暗号化並びにそれらの暗号の復号化に必要な鍵（電磁的記録）は、捜査機関が裁判所の職員の立会いの下に作成するものとする。
B案 1の送信及び記録の際の暗号化並びにそれらの暗号の復号化に必要な鍵（電磁的記録）は、裁判所の職員が作成するものとする。
- (2) (1)により作成された鍵のうち、1の送信の際の暗号化に必要な鍵は通信事業者等が、その通信の復号化及び1の記録の際の暗号化に必要な鍵は捜査機関が、その記録の復号化に必要な鍵は裁判所の職員が、それぞれ保持するものとする。
- (3) 1の送信の際の暗号化に必要な鍵の送信装置への入力は、通信事業者等が行うものとする。
- 3 (1) 1の仕組みによる場合には、通信事業者等による立会い及び封印を要しないものとする。
- (2) 1の記録媒体（傍受の原記録となるべき記録媒体）は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出すれば足りるものとする。

〔補足説明〕

- 1 制度概要1及び3(1)について（立会い・封印に代わる新たな仕組みの導入）
現行法の下では、通信傍受は通信事業者等の施設において実施しており、また、傍受の実施には通信事業者等が立ち会うほか、傍受の原記録となるべき記録媒体（傍受した通信の全てを記録したもの）については立会人に封印を求めるとされている。制度概要1及び3(1)は、このような方法による傍受の実施が通信事業者等の大きな負担となっていることなどに鑑み、適切な技術的措置を講じることにより、捜査機関の施設において、立会い・封印を要することなく、傍受を実施し得ることとするものであり、その技術的措置の内容としては、傍受の対象となる通信を通信事業者等の施設から捜査機関の施設に送信する際に暗号化し、また、これを受信する際は、記録と暗号化を自動的に行う

機能を有する装置を使用して、傍受した通信の内容や通信の履歴を自動的に記録するとともに、その記録を改変できないよう自動的に暗号化することとしている。これらにより、現行法上立会い・封印が果たしている機能を代替し得るという点については、基本的に異論はなかった。

その上で、技術的措置それ自体の適正（例えば、傍受装置が所定の機能を保持していること等）の担保については、第三者による認証や監査等が必要ではないかとの意見があった一方で、装置の仕様書は基本的に公開されることとなる上、技術的に、送信装置側において傍受装置の真正性を確認できなければ送信を開始しない仕組みとすることが可能であり、それらを通じて適正担保は可能であるとの意見があった。

2 制度概要 2 について（暗号化・復号化に必要な鍵の取扱い）

制度概要 1 の仕組みにおいて必要となる暗号化・復号化に用いる鍵については、捜査機関が裁判所の職員の立会いの下で作成することとする A 案と、裁判所の職員が作成することとする B 案を併記している（制度概要 2 (1)）。裁判所の職員が鍵の作成に関与することとしているのは、手続の適正担保のためであり、両案は、その関与の程度において異なるものである。

作成された暗号化・復号化に用いる鍵については、通信事業者等・捜査機関・裁判所がそれぞれその必要とするものを保持することとし（同(2)）、送信装置への暗号鍵の入力は、適正担保等の観点から、通信事業者等が行うこととしている（同(3)）。

鍵の生成装置の管理については、適正担保の観点から裁判所の職員が行うべきであるとする意見があった一方で、必ずしもそこまでの必要はなく、捜査機関が管理することも考えられるのではないかとの意見もあった。

3 制度概要 3 (2) について（傍受の原記録となるべき記録媒体の提出時期）

現行法の下では、傍受の実施を中断・終了したり、記録媒体を交換したときは、通信の内容を記録した記録媒体の改ざんを防止する観点から、これを、その都度、封印の上遅滞なく裁判官に提出することとされているが、制度概要 1 の仕組みの下では、当該記録媒体は暗号化され、改ざんは不可能となることから、当該記録媒体は、傍受の実施の終了後に一括して提出すれば足りることとしている。この点については、おおむね異論はなかった。

第3 該当性判断のための傍受の合理化

考えられる制度の概要

- 1 傍受の実施をしている間に行われる通信の全部を記録した上で、事後的にスポット傍受の例による必要最小限度の聴取を行う仕組みを新たに採用するものとする。
- 2 1の仕組みは、次のいずれかとする。
 - (1) 「第2」の仕組みにより、捜査機関の施設において記録・聴取を行う。この場合、通信事業者等の立会い・封印を要しない。
 - (2) 現行制度と同じく、通信事業者等の施設において記録・聴取を行う。この場合、記録の開始時及び聴取の際に通信事業者等の立会いを要するものとし、立会人による封印を必要とする。また、記録中は、その場所への捜査機関の立入りを認めないこととする。

〔補足説明〕

1 制度概要1について（事後聴取の仕組みの導入）

現行法の下では、通信の内容をリアルタイムで聴きながら傍受を行っているが、制度概要1は、立会人及び捜査機関の負担を軽減する等の観点から、通信の全部を一旦記録した上で事後的に聴取を行うことを可能とするものである。聴取することができる通信の内容・範囲は、現行法の規定により傍受を行う場合と同じである。

2 制度概要2について（事後聴取の仕組みの具体的内容）

事後聴取の具体的な仕組みとしては2つの方法を掲げている。(1)は、「第2」の技術的措置を用いるものであり、これにより、捜査機関の施設において、立会い・封印を要することなく、事後聴取を行うことができることとしている。これに対し、(2)は、立会い・封印を伴うものであり、記録・聴取を行う場所は通信事業者等の施設とし、また、記録中はその場所への捜査機関の立入りを禁止して、通信の全部が記録された記録媒体にアクセスできないようにするとともに、記録の開始・聴取の際は、適正担保の観点から、通信事業者等の立会いを要することとし、立会人には傍受の原記録となるべき記録媒体への封印を求めることとしている。(1)及び(2)の方法により事後聴取を可能とすることが許容されることについては、基本的に異論はなかった。

会話傍受

考えられる制度の概要

- 1 ①から③までの各場面を対象として、捜査機関が傍受機器を設置し、犯罪の実行に関連した会話等を傍受することができるものとする。
 - ① 振り込め詐欺の拠点となっている事務所等
 - ② 対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両
 - ③ コントロールド・デリバリーが実施される場合における配送物
- 2 対象犯罪は、1①については詐欺・恐喝、1②については対立抗争等に関連して犯される殺人、銃器関連犯罪等、1③については薬物関連犯罪、銃器関連犯罪とするものとする。
- 3 (1) 1①から③までの場面に該当することを疑うに足りる状況、2に掲げる罪が犯されたことを疑うに足りる十分な理由、他の方法によっては犯人を特定し又は犯行の状況等を明らかにすることが著しく困難であることを令状発付の要件とするものとする。
 - (2) 傍受機器（送信機）の設置又は取り外しのため1①又は②に掲げる場所又は車両に立ち入るには、令状発付の際、裁判官の許可を受けなければならないものとする。
 - (3) 傍受ができる期間は、1①又は②については10日以内、1③については数日以内の一定の期間とし、必要があるときは、それらの期間を延長することができるものとする。
- 4 傍受機器（送信機）の設置をするときは、対象場所の管理者、税関職員又は配送業者等に、令状を提示し、これを立ち合わせるものとする。ただし、1①又は②については、これに代えて傍受機器（送信機）が対象場所に設置されることを担保する措置を採ることができるものとする。
- 5 傍受の実施中は、立会いは要しないものとし、また、傍受の対象となる会話等については、傍受機器（送信機）において暗号化した上で送信し、自動記録等の機能を有する専用装置（受信機）で受信して復号化することにより傍受を実施するものとする。
- 6 傍受の実施をするときは
 - A案** 5の専用装置（受信機）にスポット傍受の機能を組み込み、スポット傍受による傍受を行うことを要するものとする。
 - B案** スポット傍受を行うことは要しないものとする。
- 7 傍受をした会話等については、5の専用装置で自動的に暗号化しつつ記録媒体に記録し、傍受の実施の終了後、遅滞なく、その記録媒体（傍受の

原記録となるべき記録媒体)を、令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出しなければならないものとする。

8 対象場所の管理者等に対し、事後通知をしなければならないものとする。

〔補足説明〕

1 制度概要 1（対象場面）及び 2（対象犯罪）について

制度概要 1 は、①から③として、会話傍受を実施し得る対象場면을列挙している。

同 2 は、会話傍受の対象犯罪を挙げている。対象犯罪をここに掲げたものに限定しているのは、会話傍受を実施し得る対象場면을同 1 ①から③に限定することによって、対象犯罪もこれらの犯罪に自ずと限定されると考えられることによる。

2 制度概要 3（令状発付の要件等）について

(1) 令状発付の要件について

制度概要 3 (1) は、会話傍受の令状発付の要件を記載している。

この点に関し、会話傍受による権利制約の程度は通信傍受に比べて高いことから、更に緊急性をも要件に加えるべきであるとの意見があった一方で、「他の方法によっては犯人を特定し又は犯行の状況等を明らかにすることが著しく困難であるとき（補充性）」の判断において、緊急性も考慮されることになるから、緊急性の要件を別途設ける必要はないとの意見もあった。

(2) 傍受機器の設置又は取り外しのための立入りの裁判官の許可について

制度概要 3 (2) は、傍受機器（送信機）の設置又は取り外しのために同 1 ①又は②に掲げる場所又は車両に立ち入る必要がある場合は、令状発付の際に、裁判官の許可が必要であるとしている。

この点に関し、上記のような立入りのためには、会話傍受の令状とは別の令状を必要とすべきとの意見もあった一方で、裁判官が、会話傍受の令状を発付する場合には、対象場所への立入りをも含めて許可しているとも考えられることから、あえて別の令状を得ることとすべき必要性はないとの意見があった。

(3) 傍受ができる期間について

制度概要 3 (3) は、会話傍受を実施し得る期間を記載している。同 1 ③の場面について、同①及び②と比べて短期間としているのは、「コントロール・デリバリーが実施される場合」という場面の性質上、会話傍受を実施する期間が配送物を開披するまでという短期間であると考えられるためである。

3 制度概要 4（傍受機器設置の際の立会い）について

制度概要4は、傍受機器（送信機）の設置に際し、当該対象場所の管理者等に対する令状提示及びこれらの者の立会いを要するとしている。これは、会話傍受は、その処分の性質上、会話等の当事者を令状の提示先及び立会人とすることはできないものの、設置場所等の管理権の制約を受ける者の権利保護を図る必要はあり、また、傍受機器が適正に設置されることを担保する必要もあると考えられたためである。もっとも、同1①又は②の場面では、通常、対象場所の管理者等に対する令状提示やこれらの者による立会いを行うことが困難であり、常に令状提示等を要することとすると、会話傍受の実施に困難を来すと考えられることから、これらに代えて、傍受機器が対象場所とは別の場所に設置されないことを担保する措置を採ることができるものとした。なお、担保する措置としては、例えば、傍受機器を設置している場面を写真撮影するなどの方法が考えられるとの意見があった。

4 制度概要5（傍受実施中の手続）について

制度概要5は、会話傍受の実施方法につき、通信傍受に関して導入が検討されている、立会い、封印等に代わる技術的措置（「通信傍受の合理化・効率化」「第2 立会い、封印等の手続の合理化」参照。）によるものとするとともに、傍受の実施の際には、立会いは要しないこととしている。

この点に関し、立会いを要しないとすると会話傍受の実施の適正が担保されないのではないかとの懸念を示す意見があった一方で、上記の立会い、封印等に代わる技術的措置を用いることとすれば、会話傍受の実施の適正は十分に担保されるとの意見があった。

5 制度概要6（スポット傍受の要否）について

制度概要6においては、会話傍受の実施中に、通信傍受と同様、スポット傍受による傍受を行うことを要するとするA案と、これを要しないとするB案とを併記している。

A案は、会話傍受は、対象場面を限定したとしても犯罪に関連しない私的な会話等がなされるおそれがあることを理由に、プライバシー権の制約の程度をできるだけ少なくする必要があるとの問題意識に基づくものであり、これに対し、B案は、会話傍受の対象場面は、典型的に、犯罪に関連する会話等がなされる可能性が高い一方で、犯罪と無関係の私的な会話等がなされる可能性が乏しい場面であるから、必ずしもスポット傍受の方法によらなくとも、傍受する時間帯を限定するなど他の方法により、権利制約の程度を最小化できるのではないかという考え方に基づくものである。

6 制度概要7（記録媒体の裁判官への提出）について

制度概要7は、「通信傍受の合理化・効率化」「第2 立会い、封印等の手続の合理化」の制度概要と同様、傍受をした会話等を自動的に暗号化しつつ記

録媒体に記録し、傍受の実施の終了後、遅滞なく、その記録媒体を裁判官に提出しなければならないものとしている。

7 制度概要 8（事後通知）について

制度概要 8 は、権利を制約される者に不服申立てをする機会を保障し、傍受の適正な実施を担保するために、対象場所の管理者等に対する事後通知を必要としている。

この点に関し、会話等の当事者に対する事後通知を必要とすべきとの意見もあった一方で、会話傍受においては、電話番号などから通信の当事者を特定することが可能な通信傍受と異なり、会話等の当事者を特定することが困難であること、対象場所の管理者に対して事後通知を行うことで不服申立てをする機会を保障するなどの通知の趣旨が充たされると考えられることから、必ず会話等の当事者に通知する必要ではなく、対象場所の管理者を第一の通知先とするのが適切であるとの意見があった。

第1 勾留と在宅の間の中間的な処分

考えられる制度の概要

- 1 **A案** 勾留と在宅の間の中間的な処分（以下仮に「中間処分」という。）は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合において、被疑者が罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合であって、次のアからオまでのいずれにも該当せず、かつ、被疑者が罪証を隠滅し又は逃亡するおそれの程度、隠滅するおそれのある罪証の内容及び性質その他の事情を考慮して相当と認めるときに限り、することができるものとする。
 - ア 被疑者が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
 - イ 被疑者が前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
 - ウ 被疑者が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
 - エ 被疑者が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - オ 被疑者の氏名又は住居が分からないとき。**B案** アからオまでの除外事由は設けない。
- 2 **A案** 裁判官は、検察官から中間処分の請求を受けたときは、被疑者の陳述を聴いて、被疑者を中間処分に付することができるものとする。**B案** A案に加え、検察官から勾留の請求を受けたときも、同様とする。
- 3 (1) 中間処分に付されている被疑者は、遵守事項（次に掲げる事項及び(3)により定められる遵守すべき特別の事項をいう。以下同じ。）を遵守しなければならないものとする。
 - ア 裁判官が指定する住居に居住すること。
 - イ 転居、出国又は3日以上の旅（出国する場合を除く。）をするときは、あらかじめ、裁判官の許可を受けること。
 - ウ **A案** 刑訴法第198条第1項本文の規定により出頭を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じること。

B案 取調べに関する遵守事項は設けない。

(2) (1)アの指定及び(1)イの許可は、あらかじめ、検察官の意見を聴いてするものとする。

(3) 裁判官は、中間処分をする場合において、必要があると認めるときは、検察官の意見を聴いて、次に掲げる事項について、被疑者が遵守すべき特別の事項を定めることができるものとする。

ア 面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族であつて裁判官が指定するものと接触しないこと。

イ アに掲げる者の住居、勤務先その他その通常所在する場所又はこれらの周辺の区域であつて裁判官が指定するものに立ち入らないこと。

ウ 裁判官が指定する期間ごとに、裁判官が指定する検察庁、警察署その他の官公署に出頭すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項

(4) 中間処分の期間は、2か月とする。

4 **A案**(1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、中間処分に付されている被疑者について、次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるときは、被疑者を刑事施設その他の場所に引致することができるものとする。

ア 1アからウまでのいずれかに該当することが判明したとき。

イ 被疑者が遵守事項に違反したとき。

ウ 被疑者が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、中間処分が相当でなくなったと認めるとき。

(2) (1)の場合においては、検察官は、被疑者に弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、48時間以内に裁判官に勾留を請求し、留置の必要がないと思料するときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。

(3) (2)による勾留の請求を受けた裁判官は、(1)アからエまでのいずれかに該当するときは、被疑者を勾留することができるものとする。

B案 (1)の引致は、裁判官のあらかじめ発する引致状を要するものとする。ただし、急速を要するときは、その理由を告げて引致をすることができ、この場合には、直ちに裁判官の引致状を求める手続きをしなければならず、引致状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。

5 **A案** 起訴後については中間処分を設けない。

B案 起訴後についても中間処分を設ける。

〔補足説明〕

1 制度概要1について（勾留との関係・中間処分の要件）

中間処分の要件については、2つの案を併記している。A案は、勾留の理由（罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由及び罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由）がある被疑者のうち、アからオまでに掲げる除外事由（類型的に罪証隠滅・逃亡のおそれが高い場合）のいずれにも該当せず、かつ、中間処分によることが相当と認められるものに限り、中間処分を選択し得ることとするものであり、中間処分は勾留よりも罪証隠滅・逃亡を防止する機能が弱く、中間処分によってこれらを防止し得るのは限定的な場合にとどまるとの認識を前提とするものである。他方、B案は、中間処分に除外事由を設けるべきではなく、除外事由として記載されている事情は事案ごとの相当性の判断の中で考慮すれば足りるとするものである。

なお、除外事由のうちアからウまでのいずれかに該当する場合には中間処分を選択できた方がよいが、エ又はオに該当する場合には中間処分を選択できないこととすべきではないかとの意見もあった。

2 制度概要2について（勾留請求時における中間処分の選択等）

(1) 検察官が勾留を請求した場合に中間処分を選択し得ることとするかどうかについては、これを認めないA案と、これを認めるB案を併記している。

A案は、現行法上、捜査段階における強制処分は、捜査機関の請求に基づいて、裁判官がその許否を判断して行うこととされているところ、検察官が中間処분을請求していない場合に裁判官がこれを選択し得ることとするのは、このような強制処分の考え方と整合しないと考えられること、検察官が勾留を請求した場合に、その請求の中に中間処分の請求が常に含まれているとはいえないことなどを理由とするものであり、B案は、裁判官が、勾留を却下することはできても、中間処分に付することはできないというのは適当でないこと、勾留請求には、それが認められない場合には中間処분을請求するという趣旨も含まれているといえることなどを理由とするものである。

(2) 勾留中の被疑者について、被疑者側からの請求による中間処分への変更を可能とするかどうかについては、これを可能とすべきではないかとの意見もあったが、制度概要においては、これを認めない案としている。その理由は、上記(1)のとおり、捜査段階における強制処分について、捜査機関側からの請求によらずに処分の内容が変更されることは、現行法の強制処分に関する考え方と整合しないと考えられること、また、現行法上、起訴前保釈が認められていないこととも整合しないと考えられること、短い勾留期間の途中で変更を可能とすると、捜査に重大な支障が生じかねないことなどによるものである。

3 制度概要 3・4について（中間処分の内容・勾留への移行）

(1) 制度概要 3においては、遵守事項を、中間処分に付された全ての被疑者が遵守すべきもの（(1)）と、事案ごとに必要に応じて個別に定めれば足りるもの（(3)）に分けることとしている。また、中間処分の期間は2か月としている。

(2) 取調べへの出頭を義務付けるかどうか（制度概要 3(1)ウ）については、これを遵守事項とするA案と、遵守事項とはしないB案を併記している。

A案は、中間処分に期間制限を設けることを前提とした場合、仮に出頭義務を課さないとする、出頭拒否のまま期間が経過して、何らの制約もない在宅の状態になることがあり得ることとなり、中間処分は機能しなくなると考えられることなどを理由とするものである。この点については、単に出頭を義務付けるだけでは不十分であり、取調べに応じること自体を義務付けるべきであるとの意見もあった。

他方、B案は、身柄拘束中の被疑者であっても取調受忍義務は認めるべきでない以上、まして、中間処分に付された被疑者に出頭義務を課すことは認められないことなどを理由とするものであるが、この点については、B案を採りつつ、正当な理由のない不出頭を「中間処分が相当でなくなった」（制度概要 4(1)エ）ことを基礎付ける事情の一つとして位置付けることとすべきではないかとする意見もあった。

(3) 制度概要 4においては、中間処分に付されている被疑者について勾留への移行事由に該当すると認められる場合における引致の手續につき、2つの案を併記している。A案は、勾留への移行事由に該当すると認められるときは、別途引致状の発付を受けることなく、中間処分の裁判の効力として被疑者を引致することができることとするものであり、このような場合には罪証隠滅・逃亡のおそれが高まっている以上、迅速に身柄拘束を行う必要があることなどを理由とするものである。他方、B案は、引致も身柄拘束を伴う強制処分である以上、原則として、その時点で別途引致状の発付を受けなければな

らないこととし、急速を要する場合には、事前の発付は不要とするものの、事後審査は受けなければならないとするものである。

- (4) 遵守事項の遵守をどのようにして担保するかについては、遵守事項違反を理由とする被疑者の引致・勾留を可能とすることに加えて、遵守事項違反に対する罰則を設けることが考えられるのではないかとの意見もあったが、制度概要においては、罰則を設けない案としている。これは、仮に罰則を設けるとしても、法定刑は相当軽いものとならざるを得ず、その実効性には疑問があること、罪証隠滅行為自体を処罰対象とする場合には、現行法上、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅する行為が処罰対象とされていないこととの整合性が問題となることなどによるものである。

4 制度概要5について（起訴後における中間処分）

起訴後についても中間処分を設けるかどうかについては、これを設けないこととするA案と、設けることとするB案を併記している。A案は、起訴後について中間処分を設けるべき具体的な必要性があるかは疑問であること、どのような遵守事項を課すべきかは起訴の前後で変化し、裁判官が改めて判断する必要が生じるから、起訴前の中間処分が当然に継続することとするのは適当でないことなどを理由とするものである。他方、B案は、中間処分と保釈とは、処分の内容が完全に重複するわけではないから、両者が併存してもよく、少なくとも、中間処分に付されていた被疑者が起訴された場合には、起訴後も継続することとするなど理由とするものである。

5 その他（制度の採否に関わる事項を含む。）

- (1) 中間処分の必要性について、現行法の下で勾留されている被疑者の中には、仮に中間処分があればそれで足りるものも一定数いるのではないかとの意見があった一方で、具体的にどのような被疑者が中間処分の対象としてイメージされているのかがよく分からないとの意見や、現在の勾留の運用を前提とすると、勾留請求が却下されるような被疑者が中間処分の対象となるのではないかとの意見もあった。
- (2) 中間処分の実効性について、要件を適切に限定することにより、中間処分ですりると考えられる被疑者を適切に選別することとすべきではないかとの意見があった一方で、罪証隠滅を的確に防止することができる遵守事項を過不足なく定めることや、被疑者が遵守事項を遵守しているかどうかを確実に把握することは、實際上不可能ではないかとの意見もあった。

第2 身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定

考えられる規定の概要

1 否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項について

A案

勾留又は保釈に係る判断に当たっては、被疑者又は被告人が被疑事実若しくは公訴事実を認める旨の供述若しくは陳述をせず、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことを理由として、不当に不利益な取扱いをすることとならないよう留意しなければならない。

B案

勾留又は保釈に係る判断に当たっては、被疑者又は被告人が被疑事実若しくは公訴事実を認める旨の供述若しくは陳述をせず、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことのみを理由として、罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると認めてはならない。

2 身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項について

A案

勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者の身体を拘束する必要性の程度並びにその身体を拘束することにより被告人又は被疑者が受けるおそれのある不利益の内容及び程度その他の事情を考慮して相当と認める場合に限り、その身体を拘束を継続することができる。

B案

被疑者又は被告人の勾留については、その社会生活上の重要な利益を不当に害しないように留意しなければならない。

〔補足説明〕

1 規定概要1について（否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項）

A案は、身柄拘束の判断に当たり、被疑者・被告人が否認等をしていることを不当に重視するようなことは避けるべきであるという趣旨で提案されたもの、B案は、A案の根底にある問題意識を踏まえ、複数の案を対置させつつ議論するために示されたものである。

A案については、「不当に不利益な取扱い」の意味するところが不明確ではないか、また、そのような取扱いがなされたことを示す具体的な事実はないのではないかとの意見が示された。B案については、規定の内容が当然のことであるとしても、判断方法に指針を与える意味はあり、逆にこれを設けたからと

いって不都合はないのではないかとの意見があった一方で、当然のことを規定すると、逆に、特別な意味を持たせるような解釈がなされる可能性があり、慎重な検討を要するとの意見もあった。

2 規定概要2について（身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項）

A案は、現行法の下での勾留の必要性に関する判断の在り方を踏まえ、これを要件として明記すべきであるという趣旨で提案されたもの、B案は、できる限り身柄拘束を避けるべきであるというA案の根底にある問題意識を踏まえたものである。

A案については、勾留の必要性についての確認的な規定にとどまるもので、このような規定を設けても問題はないのではないかとの意見があった一方で、その内容からして指針規定ではなく、新たな勾留要件を設けることになっているのではないかとの意見もあった。B案については、様々な考慮事情の中で社会生活上の利益を特に重視して判断しなければならないように見えるため、適当ではないとの意見が示された。

被疑者国選弁護制度の拡充

考えられる制度の概要

被疑者国選弁護制度の対象を、現行の「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている」事件（刑訴法第37条の2第1項）から、「被疑者に対して勾留状が発せられている」全ての事件に拡大するものとする。

〔補足説明〕

1 制度概要について

制度概要は、被疑者国選弁護制度の対象事件を全勾留事件に拡大するものである。

このような制度の理論的な面について、特段の異論は示されなかった。

2 検討の経過・結果について

(1) 本検討事項については、弁護士の対応態勢が十分であるか、また、公費負担の合理性が認められるかについて検討が行われてきた。

(2) 弁護士の対応態勢については、一般国選弁護人契約弁護士及び日本司法支援センターの常勤弁護士それぞれの一人当たりにおける被疑者国選弁護事件の処理件数の実情や、各単位弁護士会において事件配点の制度が異なる実情を踏まえると、対応態勢が十分であるとは認められないのではないかとの意見が示された。

他方で、各単位弁護士会においては、各地域の実情に応じた事件配点がなされている上、一般国選弁護人契約弁護士一人当たりが処理すべき事件数が多い支部については、本庁からの応援態勢が確立されていることなどから、司法過疎地域等においても対応態勢が十分であるとの意見が示された。

(3) 公費負担の合理性については、我が国の財政事情が厳しい中、被疑者国選弁護事件数が横ばいの状況下で公費負担が年々増加しており、平成25年度予算では、約56億4700万円の被疑者国選弁護事業経費が必要とされている（なお、平成26年度予算案では、約60億6900万円である。）こと、対象事件の拡大により、対象事件数が約4割増加すると試算した場合、更に約20億円を超える公費負担が見込まれること、平成21年に被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたにもかかわらず、更に対象事件を拡大する必要性の程度、国選付添人制度の対象事件の拡大に伴い公費負担が増加すること、犯罪被害者等の不公平感、被告人による国選弁護費用の負担の実情等を踏まえ、制度の採否に当たっては、被疑者国選弁

護報酬基準の見直しや固定給である常勤弁護士の積極的活用といった公費負担の総額を抑制する方策の検討状況をも考慮するべきであるとの意見が示された。

他方で、特別部会の各検討事項のうち、本検討事項についてのみ、公費負担の合理性を検討することは相当ではなく、被疑者国選弁護報酬基準の見直し等に関わらず、被疑者国選弁護制度を拡充すべきであるとの意見が示された。

証拠開示制度

第1 証拠の一覧表の交付

考えられる制度の概要

- 1 (1) 検察官は、公判前整理手続又は期日間整理手続において、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。
- (2) 検察官は、(1)により一覧表を交付した後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、新たに保管するに至った証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。
- 2 **A案** 1(1)の請求は、刑訴法第316条の14による検察官請求証拠の開示の後に、することができるものとする。
B案 1(1)の請求は、被告人側が刑訴法第316条の17による予定主張の明示をした後に、することができるものとする。
- 3 (1) 1(1)及び(2)の一覧表には、次に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、それぞれに定める事項を記載しなければならないものとする。
A案 ア 証拠物 品名及び数量
イ 供述録取書 当該供述録取書の標目、作成の年月日及び供述者の氏名
ウ 証拠書類（イに掲げるものを除く。） 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名
B案 ア 証拠物 品名、数量、押収日及び押収場所
イ 供述録取書 文書の標目、作成年月日及び供述者の氏名
ウ 刑訴法第316条の15第1項第2号又は同項第3号に該当する書面 文書の標目、作成年月日及び検証の対象
エ 刑訴法第316条の15第1項第4号に該当する書面 文書の標目、作成年月日、鑑定資料の名称及び鑑定事項
オ 刑訴法第316条の15第1項第8号に該当する書面 文書の標目、作成年月日及び取調べを受けた者の氏名
カ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が作成した書面であって、作成者以外の者の供述を内容とするもの 文書の標目、作成年月日及び原供述者の氏名
キ 証拠書類（イからカまでに掲げるものを除く。） 文書の標目及び作成年月日

(2) 検察官は、(1)にかかわらず、(1)による事項を記載した一覧表を交付することにより、次のアからウまでに掲げるおそれがあると認めるときは、そのおそれを生じさせる事項の記載をしないことができるものとする。

ア (1)の供述者等若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

イ (1)の供述者等又はこれらの親族の名誉又は生活の平穩が著しく害されるおそれ

ウ 犯罪の証明又は捜査に支障が生ずるおそれ

〔補足説明〕

1 制度趣旨（現行の証拠開示制度との整合性）

本制度案は、争点及び証拠の整理と関連付けられた現行の証拠開示制度の枠組みを前提としつつ、整理手続における被告人側からの請求により、検察官が保管する証拠について、内容にわたらない一定の事項を記載した一覧表を交付するものであり、被告人側が証拠開示請求をするに当たっての「手がかかり」を与え、証拠開示請求を円滑・迅速ならしめる趣旨である。

2 考えられる制度の概要

(1) 制度概要 1 について

制度概要 1 は、証拠の一覧表を交付する手続の対象事件を公判前整理手続（又は期日間整理手続）に付された事件とすることを前提とし、一覧表の記載対象となる証拠は、検察官が保管する証拠（同 1 (1)）及び新たに保管するに至った証拠（同 1 (2)）とするものである。

対象事件については、制度の趣旨に鑑み、整理手続に付された全事件としている。他方で、後述の一覧表の請求・交付時期（同 2）や記載事項（同 3）の在り方も踏まえ、検察官の負担を考慮し、対象事件を限定することも考えられるとの意見もあった。

(2) 制度概要 2 について

一覧表の請求・交付の時期について、A案は、開示請求の「手がかかり」を与えてこれを円滑・迅速ならしめるという趣旨に鑑み、検察官請求証拠の開示後（類型証拠開示請求の前）、B案は、段階的証拠開示制度の趣旨（被告人側が主張を明示するインセンティブが減殺されるおそれや、被告人側が証拠と矛盾しない虚偽の弁解を作出するおそれを防止する）に鑑み、被告人側が刑訴法第 316 条の 17 による予定主張の明示をした後とするものである。

(3) 制度概要3について

ア 証拠の一覧表の記載事項（制度概要3(1)）

一覧表の記載事項については、段階的証拠開示の下で開示請求の「手がかり」を与えるという趣旨に鑑み、証拠の内容にわたらない事項とする。

その上で、A案は、仮にどのように記載するかについて個々の検察官が判断することとする部分があると、被告人側が証拠の内容についてミスリードされるおそれが生じ、記載の当否をめぐる紛争が生じてかえって手続が遅延したり、そのおそれを回避するために検察官が記載内容を吟味することになって、一覧表の作成が遅延するおそれがあること、記載事項が多岐にわたると、検察官がその内容を証拠と照合して確認する作業が多大になって手続を遅延させるおそれがあることを踏まえ、記載事項は、一覧表の作成を義務付けられた検察官にとって明確かつ一義的で多岐にわたらないものとし、証拠物については「品名」及び「数量」、供述録取書については「標目、作成年月日及び供述者の氏名」、それ以外の証拠書類については「標目、作成年月日及び作成者の氏名」とするものである（こうした記載事項であれば、警察から検察官に送致される書類目録及び証拠金品総目録の記載事項の範囲内であり、一覧表作成の負担や手続遅延のおそれが軽減されるとの指摘もなされた。）。

これに対して、B案は、証拠開示請求の「手がかり」としての目的を達するためには、A案の記載事項のほか、証拠物については「押収日及び押収の場所」、検証の結果を記載した書面については「検証の対象」、鑑定経過及び結果を記載した書面については、「鑑定資料の名称及び鑑定事項」、取調べ状況記録書面については、「取調べを受けた者の氏名」、作成者以外の者の供述を録取した捜査報告書については、「原供述者の氏名」が必要であるとし、これらの記載事項は各証拠の内容に照らして一義的に定まるものであるから、その記載を義務付けることとしても手続遅延を生じさせるものではないというものである。

B案に対しては、こうした事項についてまで記載を行うと、どのように記載するかについて個々の検察官が判断することとする部分が生じ、前記のとおり、被告人側のミスリードや紛争を招き、あるいは、作成作業の負担が多大なものとなるおそれがある上、一覧表の請求・交付時期についてA案を採る場合には、主張明示前に一覧表によって捜査活動の対象を明らかにすると、段階的証拠開示の趣旨を損なうおそれがあるといった指摘があったほか、証拠物の「押収日及び押収の場所」については証拠物自体から分かる情報ではなく、その押収関係書類の内容であっ

て、「証拠物」の情報として一覧表に記載することに疑問があるとの指摘があった。

イ 弊害がある場合の不記載（制度概要 3 (2)）

制度概要 3 (2)は、証拠の一覧表の交付により、一覧表に氏名が記載される者などに対し、加害行為等がなされるおそれがある場合や、名誉や生活の平穏が著しく害される場合、犯罪の証明や捜査に支障が生ずるおそれがある場合に、そのおそれを生じさせる事項を記載しないことができるものとしている。

第2 公判前整理手続の請求権

考えられる制度の概要

- 1 (1) 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日前に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるものとする。
 - (2) 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日後に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができるものとする。
 - (3) (1)若しくは(2)の決定又は(1)若しくは(2)の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。
- 2 **A案** 1(1)又は(2)の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
 - B案** 即時抗告の規定は設けない(不服申立てはできない)。

〔補足説明〕

1 考えられる制度の概要

(1) 制度概要1について

現行法上、裁判員制度対象事件以外の事件については、受訴裁判所が充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために必要があると認めるとき(審理の経過に鑑み必要と認めるとき)に職権で公判前・期日間整理手続に付することができるものとされており、当事者が整理手続に付することが適切と考えた場合には、裁判所の職権発動を求めて申出を行い、裁判所は、当事者双方から意見を聴いた上で、整理手続に付する必要があるか否かを前記の要件に従って判断し、付するときにはその旨の決定を行うこととされている。

本制度は、当事者(弁護人)が整理手続に付すべき必要性があると判断して申出をしたにもかかわらず、整理手続に付されなかったために、証拠開示制度を利用できず、争点及び証拠の整理が適切になされないまま公判審理が行われる場合があるとして、当事者に裁判所に整理手続に付することを求める請求権を与え、当事者から請求があった場合、裁判所は、当事者双方から意見を聴いた上で、整理手続に付する又は付さないという判断を決定で行うこととするものである。

これに対しては、①当事者に請求権を与えたとしても、裁判所が当事者の意見を聴いた上で法律の要件に従って判断するという点では現行の制度と違いがなく、請求権の必要性に疑問がある、②現在、整理手続に付されていない事件においては任意開示が行われ、整理手続以外の方法でも争点及び証拠の整理が図られているところ、整理手続の請求権が必要とされる具体的な根拠が示されていない、③公判運営に責任を負う受訴裁判所が争点及び証拠の整理のために適切な手段を柔軟に選択することが迅速な争点整理に資するのであって、請求権を認めて裁判所がその都度判断しなければならぬとすると、運用が硬直的なものとなるおそれがあるなどの指摘があった。

(2) 制度概要 2 について

不服申立手続について、A案は、整理手続の請求が却下された場合、適切に争点及び証拠の整理がなされないまま公判審理が行われるおそれがあることから、これを是正する必要があるとして、請求を却下した決定に対する即時抗告を認めるものである。

これに対して、B案は、①整理手続の要否は公判運営に責任を負う受訴裁判所が裁量によって判断すべき事項であり、そのような立場にない他の裁判所が受訴裁判所の判断を覆し得るか疑問があること、②請求が却下される都度、不服申立手続を経ることになって手続を遅延させるおそれがあることから、不服申立手続を設けないこととするものである。

第3 その他（類型証拠開示の対象拡大）

考えられる制度の概要

A案 以下の①から④の全部又は一部を類型証拠開示の対象とする。

- ① 「捜査官が被告人以外の者から聴取した供述を記載した捜査報告書」であって、検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの
- ② 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（刑訴法第316条の15第1項第5号イ又はロに掲げる者に係るもの）
- ③ 検察官が取調べを請求した証拠物の押収に関し、その押収の状況を記録した差押調書又は領置調書
- ④ 刑訴法第316条の15第1項により開示すべき証拠物の押収に関し、その押収の状況を記録した差押調書又は領置調書

B案 いずれも類型証拠開示の対象としない。

〔補足説明〕

1 考えられる制度の概要

(1) 全体について

現行法は、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠について類型証拠開示の対象としているところ、A案は、①から④までの証拠の全部又は一部を類型証拠開示の対象として加えることとするものである。

これに対して、B案は、A案①から④までの証拠は、いずれも、被告人側が主張を明示すれば主張関連証拠として開示され得るものであり、検察官による任意開示も柔軟に行われている上、後記(2)から(5)までの問題点があることから、いずれも類型証拠開示の対象としないこととするものである。

(2) 「捜査官が被告人以外の者から聴取した供述を記載した捜査報告書」であって、検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの（A案①）について

A案①の書面については、捜査官が事情聴取をした場合に、供述調書を作成すれば類型証拠に該当するのに、捜査報告書とした場合には類型証拠にならないのは不均衡であり、検察官が直接証明しようとする事実の有無

を内容とする供述は、被告人側の防御にとって典型的に重要であるとするものである。

これに対しては、供述者本人がその内容を確認して署名・押印し、あるいは、機械的に内容の正確性が担保されている供述録取書等と対比すると、同①の書面に記載されている供述内容については、原供述者が供述したものであるという正確性の担保がなく、特定の検察官請求証拠の証明力判断のために典型的に重要とはいえないとの指摘があったほか、供述内容が記載された捜査報告書の中には、例えば、供述調書の内容を引用しつつ捜査の経緯を報告するものなど様々なものが実務上存在しており、これを一括して類型証拠とすることが必要かつ相当か疑問がある一方、記載された供述部分に実質的な開示の必要性が認められる捜査報告書を類型化して制度化することは困難であるとの指摘があった。

(3) 検察官側証人予定者が身柄拘束中に行われた取調べの日時・場所等の取調べ状況を記録した書面（A案②）について

A案②の書面については、検察官側証人予定者（刑訴法第316条の15第1項第5号イ・ロに掲げる者）が身柄拘束されていた場合、その取調べの日時・場所等が、その供述調書（又は証言内容）の証明力を判断する上で典型的に重要であるとするものである。

これに対しては、例えば、被害者や目撃者などの検察官側証人予定者が身体拘束されていたとしても、その拘束中の取調べの対象は必ずしも被告事件についてではない上、被告人自身の取調べ状況記録書面と異なって、典型的に対象者のプライバシー侵害のおそれという弊害が存するのであるから、その取調べ状況記録書面は類型証拠として相当でないとの指摘があった。

(4) 検察官が取調べを請求した証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書（A案③）について

A案③の差押調書又は領置調書については、検察官が証拠物（例えば包丁）を取調べ請求した場合、その関連性を示す押収経過に関する差押調書等（例えば包丁をどこで差し押さえたのかを示す証拠）は、証拠物の証明力を判断するために重要であるとするものである。

これに対しては、検察官が証拠物を証拠調請求する場合、その関連性を立証する証拠が併せて取調べ請求される（刑訴法第316条の14により開示される）のが通常であって、具体的にどのような場合にその差押調書等を類型証拠開示の対象とする必要があるのか不明であるとの指摘があった。

(5) 類型証拠として開示される証拠物の押収経過に関する差押調書又は領置調書（A案④）について

A案④の差押調書又は領置調書については、特定の検察官請求証拠（例えば共犯者の供述調書）の証明力判断に重要な証拠物（例えば共犯者の日記）が類型証拠として開示される場合、関連性を示す押収経過に関する差押調書等（例えば当該日記をどこから差し押さえたのかを示す証拠）が、その証明力判断にとって典型的に重要であるとするものである。

これに対しては、特定の検察官請求証拠の証明力判断に必要な証拠物が類型証拠として開示されるとしても、その証拠物の差押調書等が、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために直接必要となるものではないから、独立の類型証拠開示の対象とすることに疑問があるとの指摘があった。

犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

第1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

考えられる制度の概要

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外の裁判所の規則で定める場所にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問することができるものとする。

- ① 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者
- ② 同一構内に出頭するに際し、自己若しくはその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- ③ 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認められる者

〔補足説明〕

1 同一構内以外の場所に在席して尋問を受けることができる証人の範囲

(1) 制度概要①において、被害者以外の証人であっても、訴訟関係人等が在席する場所と同一の構内に出頭するときは被害者同様に精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合があり得ることから、対象を被害者に限定することなく、証人一般としている。

これに対しては、証人尋問は原則として証人を公判廷に出頭させて行う手続であり、ビデオリンクによる証人尋問はあくまで例外的な措置であって、同一構内以外の場所におけるビデオリンクによる証人尋問は更に例外的な措置であるから、対象者を限定して被害者のみとすべきであるとの意見があった。

(2) 同②において、例えば、組織的犯罪等においては、執拗に尾行したり無言電話をするなど、直接的に身体・財産に害を加えない方法によって証人に重大な不利益を与える場合があり得ることから、加害行為がなされるおそれがある者だけでなく、畏怖・困惑行為がなされるおそれがある者についても、対象とするものとしている。

これに対しては、畏怖・困惑行為がなされるおそれがある者を対象とすると、対象範囲が無限定に広がり、本来保護すべきでない場合にまで適用されてしまうおそれがあることから対象とすべきではないという意見があった。

また、証人保護という制度趣旨からすると、同一構内への出頭前から公判裁判所での滞在を経て退出した後に至る全ての過程における加害行為等のおそれがある者を対象とすべきであり、制度概要の「出頭するに際し」という要件は、出頭前あるいは出頭時の加害行為等のおそれに限定しているという疑義が生じるため、より適切な要件を検討すべきであるという意見があった。

- (3) 同③の遠隔地に居住する者については、単に遠隔地に居住しているだけでなく、同一構内に出頭することが真にやむを得ない場合に限定するため、同一構内への出頭が「著しく困難」とであると認められる者を対象とするものとしている。
- (4) 刑事施設等の収容者のうち一定の者を対象とすべきかについては、施設内での尋問と施設外（裁判所）での尋問で心情の安定や矯正の効果が害される程度に違いがあるか疑問であり、裁判所外の施設におけるビデオリンクを認めるべきではないという意見（後記2参照）があった。これに対しては、収容者の心情の安定や矯正教育の効果を害さないようにするためには、刑訴法第158条の所在地尋問だけでなく、刑事施設等におけるビデオリンクを認めて選択肢を増やすべきであるという意見があった。

2 証人が在席する場所の範囲

証人が在席する場所については、裁判所の規則で定める場所とすることに特段の異論はなかったが、他の裁判所の構内に限るか否かについては、機材が設けられている場所同士で閉鎖的な通信網を使用する必要性や、訴訟指揮権・法廷警察権を及ぼしながら手続を進める必要性から、他の裁判所の構内に限るべきであるという意見があった。

これに対しては、刑事施設等の収容者を本制度の対象とするべきであるという立場から、刑事施設等におけるビデオリンクを認めるべきであるという意見や、将来の技術進歩を見据えて検討を続けるべきであるという意見があった。

3 現行規定の見直しについて

- (1) 刑訴法第157条の4第1項第1号・第2号に列举された罪名の見直しについては、例えば、ストーカー行為をどのような罪名で処罰するかについては事案に応じて様々であるから、罪名ごとに適切に区分けすることは難しく、同項第3号の類型とは別に、同項第1号・第2号の列举罪名にい

わゆるストーカーに当たるような罪等を加えることは慎重に検討すべきであるという意見が示され、これに対し特段の異論はなかった。

(2) 加害行為等のおそれが認められる証人について、同一構内でのビデオリンクも可能とする必要があるか否かについては、法廷における加害行為等を回避する必要がある場合は、公判裁判所自体への出入りにおいても加害行為等のおそれがあると考えられるから、構外ビデオリンクの制度を設ければ足りるという意見が示され、これに対し特段の異論はなかった。

4 その他（当事者に異議がない場合に限って実施できるものとするか。）

ビデオリンクは尋問する側の証人対面権を制約することから当事者に異議がない場合に限って実施できるものとするべきであるとの意見があった一方で、ビデオリンク自体は判例においても証人尋問権を制約するものではないと解されており、当事者の権利放棄を伴うものではなく、異議の内容にかかわらず当事者に異議があれば実施できないものとするのは相当でないとの意見があった。

第2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

考えられる制度の概要

- 1 検察官は、次に掲げる者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合であって、その者の同意があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に、証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録して行うその者の証人尋問を請求することができるものとする。
 - ① 刑訴法第157条の4第1項第1号又は第2号に掲げる者
 - ② ①のほか、犯罪の性質、その者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 1の記録媒体がその一部とされた調書は、刑訴法第321条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができるものとする。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする。
- 3 証拠開示に際して、調書の一部とされた1の記録媒体は、謄写することができないものとする。

〔補足説明〕

1 制度概要1について

本制度案は、一定の要件を充たす証人について、捜査機関に対し又は公判廷で繰り返し供述を求められ、それによる二次被害が生じることを回避し、その精神的負担を緩和・軽減するため、第1回公判期日前に、尋問状況を記録媒体に記録して行う証人尋問の仕組みを設け、その記録媒体を公判廷での主尋問に代えて用いることができるようにするものである。

制度概要1においては、①のいわゆる性犯罪の被害者のほか、②において、「公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者」を対象としている。これは、性犯罪以外の被害者や、被害者以外の証人であっても、例えば、児童虐待の被害者や、凄惨な犯行を目撃した年少者など、公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがある場合が想定されることによるものである。

これに対しては、主尋問に続いて直ちに反対尋問ができない本制度においては、反対尋問権保障の観点から対象者を広げるべきではなく、性犯罪の被害者に限るべきであるとの意見が示された。

2 制度概要2・3について

(1) 制度概要 2 においては、ビデオリンクによる証人尋問調書を証拠とする場合（刑訴法第 3 2 1 条の 2）と同様に、記録媒体を添付した調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、供述者を証人として尋問する機会を与え、反対尋問の機会を保障することとしている。

(2) 同 3 においては、対象者のプライバシー等を保護する観点から、調書の一部とされた記録媒体の謄写を許さないものとしている。

これは、現行ビデオリンクによる記録媒体と同様に謄写を許さないとしても、記録媒体がその一部とされた調書については閲覧・謄写をすることができる上、記録媒体に記録された内容を閲覧することもできることから、尋問内容を確認することに支障がないことによる。これに対しては、被告人の防御の観点から、記録媒体の謄写についても制限すべきではないという意見があった。

3 その他（制度の採否に関わる事項を含む。）

本制度案については、捜査・公判段階を通じて被害状況や目撃状況等を供述することによって精神的負担を負う被害者や証人について、繰り返し供述を求められることによる二次的被害を回避し、その負担を軽減することに資することから、これを設けることが相当であるという意見があった一方で、主尋問の直後に証人と直接対面して反対尋問を行わなければ十分な反対尋問を行うことは困難であり、記録媒体を主尋問に代えて用いた後に反対尋問の機会が与えられても不十分であるという意見や、本制度の適用を受けた被害者や証人は結局反対尋問に応じなければならず、主尋問でなされた証言の一つ一つを確認されることとなると、その負担を軽減するものとなるか疑問であるという意見も示された。

第3 証人に関する情報の保護

1 証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置

考えられる制度の概要

1 検察官の措置

A案

- (1) 検察官は、刑訴法第299条第1項の規定により証人等（証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人をいう。）の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において，その証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは，被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き，その証人等の氏名及び住居を知る機会を与えないことができる。この場合において，氏名にあつてはこれに代わる呼称を，住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えないものとする。
- (2) 検察官は，刑訴法第299条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において，証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載されている者であつて検察官が証人等として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下これらの者を「検察官請求予定証人等」という。）若しくは検察官請求予定証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは，被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き，その検察官請求予定証人等の氏名及び住居を閲覧する機会を与えないことができる。この場合において，氏名にあつてはこれに代わる呼称を，住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えないものとする。
- (3) 検察官は，(1)又は(2)の措置をとったときは，速やかに，裁判所にその旨を通知しなければならないものとする。

B案（A案(1)及び(2)関係）

- (1) 検察官は，刑訴法第299条第1項の規定により証人等（証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人をいう。）の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において，その証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは，被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き，弁護人に対し，被告人にその証人等の住居を知らせない旨の条件を付することができるものとする。

(2) 検察官は、刑訴法第299条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載されている者であって検察官が証人等として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者(以下これらの者を「検察官請求予定証人等」という。)若しくは検察官請求予定証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、弁護人に対し、その検察官請求予定証人等の住居を被告人に知らせない旨の条件を付することができるものとする。

2 裁判所の裁定

(1) 裁判所は、検察官が1(1)又は(2)の措置をとった場合において、当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないと認めるとき、又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置に係る者の氏名又は住居を知る機会を与えることを命じなければならないものとする。

(2) 裁判所は、(1)の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならないものとする。

(3) (1)の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

3 公判前整理手続等における開示への準用

1及び2の規定は、検察官が刑訴法第316条の14若しくは第316条の15第1項又は第316条の20第1項の規定により、証人等の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えるべき場合について、これを準用するものとする。

4 裁判所における訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧・謄写制限

(1) 刑訴法第40条第1項の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった1(1)若しくは(2)の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、訴訟に関する書類又は証拠物に記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居の閲覧又は謄写をさせないことができる。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある

ときは、この限りでないものとする。

- (2) 刑訴法第49条の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった1(1)若しくは(2)の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、公判調書に記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居の閲覧をさせないことができる。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

〔補足説明〕

1 検察官の措置（制度概要1）について

(1) 制度概要1(1)について（A案）

ア 対象者について

対象者については、鑑定人、通訳人又は翻訳人についても、例えば、組織的犯罪の事案において組織に不利な結果となる鑑定をした鑑定人や、通訳人又は翻訳人として司法手続に関与した者も、その氏名や住居を関係者に知られると加害行為等のおそれが認められることもあり得ることから、制度概要においては、証人だけでなく、鑑定人、通訳人又は翻訳人も措置の対象としている。これに対しては、被告人側が防御準備のために氏名及び住居を知ることの重要性から、鑑定人、通訳人又は翻訳人にまで措置の対象を広げるべきではないとの意見があった。

イ 要件について

要件については、例えば、組織的犯罪の事案などにおいて、直接的な加害行為でなくても、無言電話を繰り返すなど証人等を畏怖・困惑させる行為によって圧力を加えるような場合が想定されることから、制度概要においては、加害行為がなされるおそれがある場合だけでなく、畏怖・困惑させる行為がなされるおそれがある場合にも措置を採り得ることとしている。これに対しては、畏怖・困惑させる行為がなされるおそれがある場合にまで措置を採り得るとすると、対象範囲が無限定に広がるおそれがあるから、このような場合にまで措置を採り得る仕組みとすることは相当でないという意見があった。

制度概要においては、被告人の防御権を保障するため、「防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合」には代替措置を採ることができない仕組みとしている。

ウ 代替措置の範囲について

代替措置の範囲については、氏名と住居のいずれについても、これを

知られることにより加害行為や畏怖・困惑行為がなされるおそれが考えられるし、住居については、これに代わる勤務先等の連絡先を、氏名については、これに代わる通称名等を知ることができれば、被告人の防御に不利益が生じない場合も考えられることから、氏名及び住居のいずれについても代替措置を採り得るものとしている。

これに対しては、氏名と住居のいずれも明らかにされないとすると、証人等の信用性について検討するための資料集めが困難となって、防御の大きな制約になりかねないことから、いずれをも代替措置の範囲に含ませることは相当ではないとの意見があった。

(2) 制度概要 1 (2) について (A案)

刑訴法第 299 条第 1 項により、検察官が証拠書類又は証拠物の取調べ請求をするについては、相手方に異議のない場合を除き、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えることが義務付けられていることから、証人等の尋問請求の段階で代替措置を採り得るとしても、これに先立つ検察官請求証拠の開示の場面においても、証人等の氏名及び住居を被告人や弁護人に知られないようにする仕組みを設けなければ、証人等の保護は図れないこととなる。

そこで、制度概要 1 (2) において、検察官請求証拠を相手方に開示する場面においても、同 1 (1) と同様の代替措置を採ることができる仕組みを設けることとしている。

この場面における代替措置の対象者については、検察官請求証拠に氏名又は住居が記載されている者であって検察官が証人等として請求する者のほか、証人等と同様に保護する必要性が認められる供述録取書等の供述者としている。

(3) 制度概要 1 (3) について

検察官が制度概要 1 (1) 又は(2)の措置をとった場合、裁判所は、同 3 の閲覧制限の可否を判断するために当該措置の存否・内容を知る必要があることから、同 1 (3) において、検察官の通知義務を設けることとしている。

(4) 以上の A 案に対し、弁護人が氏名・住居を知らないのは被告人の防御権保障の観点から相当ではないとして、B 案は、検察官は、弁護人には氏名及び住居を開示した上、住居については被告人には知らせはならない旨の条件を付することができるとするものである。

これに対しては、証人等の側からすると弁護人に知られば被告人に漏れるのではないかという不安を払拭することはできず、条件が遵守される担保やその実効性にも疑問があり、とりわけ、組織的犯罪においては、被告人に知らせないことを条件に弁護人に知らせるという制度は機能しない

のではないかという意見があった。

2 裁定（制度概要2）について

(1) 検察官が代替措置をとった場合、加害行為等のおそれの有無や、防御に実質的な不利益を生ずるおそれの有無について検察官と弁護人が見解を異にするために措置の可否に争いが生じることが考えられる。

そこで、検察官が代替措置をとった場合において、被告人又は弁護人の請求により、検察官の意見を聴いた上、第三者である裁判所が代替措置の可否について裁定をする仕組みを設け、加害行為等のおそれがないと認めるとき、又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときには、代替措置に係る者の氏名又は住居を知る機会を与えることを命じなければならないものとしている（制度概要2(1)(2)）。

(2) また、裁判所の裁定に誤りがあった場合には、氏名・住居の開示がなされて加害行為等のおそれが生じたり、不開示が維持されて被告人の防御に実質的な不利益が生じることがないように、原決定を早期に取り消す必要があることから、同2(3)において、即時抗告をすることができるものとしている。

3 公判前整理手続等における開示への準用（制度概要3）について

公判前整理手続及び期日間整理手続において、証人等の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えるべき場合についても、代替措置を採ることができるようにするため、制度概要3において、同1及び2を準用するものとしている。

4 裁判所における訴訟記録等の閲覧・謄写制限（制度概要4）等について

(1) 刑訴法第40条第1項において、弁護人に、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧及び謄写する権利が規定され、同法第49条において、弁護人がいないときにおける被告人の公判調書閲覧の権利が規定されていることから、証人等を保護するためには、公判調書や取調べ済みの証拠書類といった訴訟に関する書類、証拠物に記載されている証人等の氏名又は住居についても、これを被告人や弁護人に知られないようにする仕組みが必要である。

そこで、制度概要4(1)においては、同法第40条第1項の規定にかかわらず、加害行為等のおそれがある場合には、防御に実質的な不利益を生ずるおそれがない限り、訴訟に関する書類や証拠物に記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居について、弁護人の閲覧・謄写を制限することができるものとしている。また、同4(2)においては、同法第49条の規定にかかわらず、同様に、公判調書に記載されている当該措置に係る者

の氏名又は住居について、被告人の閲覧を制限することができるものとしている。

- (2) 証人尋問の決定の場面において、刑訴規則上、公判期日前の証人等尋問の決定の送達に代えて、直ちにその氏名を訴訟関係人に通知しなければならないとされていることについても、氏名を知られないようにする手当てが必要であるとの意見があった。
- (3) 起訴状送達の場合や判決書の謄本・抄本交付の場合においても、被害者の氏名等を秘匿する手当てを検討すべきではないかという意見があったが、これに対しては、起訴状及び判決書については、法律上、被害者の氏名を必ず記載しなければならないとはされておらず、運用上の対応が可能であり、現時点において検討する必要はないとの意見があった。

2 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

考えられる制度の概要

- 1 (1) 裁判所は、次に掲げる場合において、証人等（証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人又は供述録取書等の供述者をいう。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。
 - ① 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合
 - ② 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある場合
- (2) 裁判所は、(1)の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったときは、決定で、(1)の決定を取り消さなければならないものとする。
- 2 1(1)の決定があった事件の公訴事実証人等特定事項が含まれるときは、刑訴法第291条第1項の起訴状の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならないものとする。
- 3 裁判長は、1(1)の決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができるものとする。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とするものとする。
- 4 1(1)の決定があったときは、刑訴法第305条第1項又は第2項の規定による証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。

〔補足説明〕

1 制度概要1について

本制度は、傍聴人等のいる公開の法廷で証人等の氏名及び住所その他のその者を特定させることとなる事項が明らかにされることにより、証人等に対する報復等の加害行為等がなされるおそれがある場合に、証人等を保護する

ため、一定の要件の下で、公開の法廷で証人等の氏名等を明らかにしないことができる仕組みを設けるものである。

(1) 対象者について

制度概要1において、対象者の範囲については、証人に限らず、鑑定人、通訳人又は翻訳人として司法手続に関与した者についても、公判廷で氏名等が明らかになると加害行為等のおそれや、名誉等が害されるおそれがある場合が考えられることから、対象とすることとしている。これに対しては、対象者を証人以外に広げることについては慎重な検討を要するとの意見があった。

また、公開の法廷において証人等特定事項を秘匿することにより、証人等に対する加害行為や名誉等の侵害を防止し、その保護を図るという制度趣旨から、証人等の決定がなされたものだけでなく、証人等の決定がなされた者と同様にその供述が公開の法廷において証拠となり得る供述録取書等の供述者についても、本制度の対象とすることとしている。これについては、証拠中に氏名が記載される者を含めて広く対象とすべきという意見があった。

(2) 要件について

ア 制度概要1①においては、加害行為がなされるおそれがある者だけでなく、執拗に無言電話をするなど、直接的に身体・財産に害を加えない方法で、畏怖・困惑行為がなされるおそれがある者についても、保護の必要性があることから対象とすることとしている。これに対しては、畏怖・困惑行為がなされるおそれがある者についてまで対象とすると、対象範囲が無限定に広がって本来保護すべきでない場合にまで適用されるおそれがあることから、対象とすべきではないという意見があった。

イ 同②においては、名誉又は社会生活上の平穏が著しく害されるおそれがある場合について秘匿決定をすることができるものとしているが、これは、例えば、犯罪の場所に居合わせたことを知られること自体により証人等の名誉が害される場合なども想定されることによる。これに対しては、「平穏が著しく害される」という要件は不明確であって、秘匿決定の範囲が無限定に広がるおそれがあり、このような場合まで対象とすべきではないという意見もあった。

2 制度概要2について

起訴状については、刑訴法第291条第1項の規定により、公開の法廷において朗読しなければならないことから、起訴状に証人等特定事項が記載されている場合にそれが公開の法廷で明らかにされないようにするため、被害者特定事項の秘匿決定があった場合（同条第2項）と同様に、起訴状の朗読

は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとし、その場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならないものとしている。

3 制度概要 3 について

訴訟関係人のする尋問又は陳述において、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされないようにするため、被害者特定事項の秘匿決定があった場合（刑訴法第295条第3項）と同様に、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述のほか、被告人質問を制限することができるものとしている。

4 制度概要 4 について

刑訴法第305条第1項又は第2項の規定による証拠書類の朗読に際し、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされないようにするため、被害者特定事項の秘匿決定があった場合（同条第3項）と同様に、証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとするものとしている。

第4 証人の安全の保護

考えられる制度の概要

報復等による生命・身体への危険がある証人について、証言後をも含むその安全の確保を図るため、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その者を特定する事項の変更その他の証人の所在等を探知されにくくするための措置を講ずることができるものとする。

〔補足説明〕

1 検討の経過・結果

基本構想においては、報復等による生命・身体への危険がある証人について、例えば、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その所在等を探知されにくくするための措置を講ずることができる制度の導入について、懸念される指摘をも踏まえて、具体的な検討を行うとされたが、このような仕組みが民事上・行政上の諸制度との調整を要し、部会の所掌を超えるものとなることも考えられることから、その場合には、部会としては、適切な場における検討を経た上で、有効な制度が構築されることを希望することとしたいとされているところである。

証人の安全を保護する制度としては、制度概要に記載しているように、一時的に別の氏名の使用を認めること、住居の変更を第三者に追跡されない仕組みを設けることが考えられるところであるが、このような制度を設けるに当たっては

- 戸籍、住民登録その他の諸制度との調整をどのように行うか。
 - ・ 別の氏名の使用を認める際の要件・手続・効果
 - ・ 戸籍や住民登録等の取扱い（別名の使用や住居の変更等を第三者に追跡されないための仕組み）
 - ・ 租税、年金、運転免許等の各種資格など行政上の権利義務や法的地位の取扱い
 - ・ 対象者の債権・債務の取扱い（債権者の保護と対象者の安全確保・所在秘匿を両立させる方法）
 - その他の保護措置（安全な生活環境の設定・維持）も行うものとするか。運用に必要な予算・人員等をどうするか。
- についても検討する必要がある。

この点については、当部会・作業分科会において、これらの検討すべき課題を含めて議論を尽くし、制度の概要あるいは方向性を定めるべきであるという意見があった一方で、検討すべき課題には刑事法を専門とする部会で取

り扱うことの難しい民事・行政関係等にわたる課題が多くあり，これらを全体として考えなければ実際に機能する制度とはならないと考えられることから，当部会・作業分科会としては，行政や民事法の専門家も交えた適切な場において，これらの課題を含めた具体的な検討がなされるよう希望するにとどめるべきであるという意見があった。

公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

第1 証人の出頭及び証言を確保するための方策

1 証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証人の不出頭、宣誓・証言の拒絶の各罪の法定刑（10万円以下の罰金又は拘留）を1年以下の懲役又は30万円以下の罰金とする。

〔補足説明〕

新たな刑事司法制度の下では、より充実した公判審理のため、必要な証人の出頭及び証言を確保することの重要性が高まるところ、現行法では、証人の不出頭の罪（刑訴法第151条）及び宣誓・証言拒絶の罪（同法第161条）の法定刑は、公判への出頭や宣誓・証言を拒否する証人に翻意を促すには不十分であり、刑法の証拠隠滅等罪等の刑事司法作用を保護法益とする罪や各種行政機関への不出頭等の罪の法定刑と比較しても、軽いものとなっていることから、本制度案は、証人の不出頭等は、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を明らかにし、証人の出頭・証言をできるだけ確保するため、懲役刑を設けるとともに、罰金刑を引き上げるものである。

国家刑罰権の発動の前提となる刑事裁判を行う裁判所への不出頭等は、行政目的を達するための行政処分に関する事実についての調査等を行う各種行政機関への不出頭等と少なくとも同程度の当罰性があると考えられ、自由刑については、各種行政機関への不出頭等に対する罰則のうち法定刑の自由刑の上限が最も重い1年以下の懲役とされている独占禁止法第94条第1号などと同程度にすべきであること、罰金刑については、現行の10万円以下の罰金を維持すると、罰金刑の上限と懲役との格差が大きく、事案に応じた適切な量刑を図ることが困難となるおそれがある（10万円の罰金では刑として不十分と認められる事案において懲役刑を選択するほかないこととなる）ことから、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」としている。

これに対し、民事訴訟法においても、証人不出頭等の罪が設けられ、同じ法定刑とされていることから、同法における罪の法定刑を引き上げずに刑事訴訟法における罪の法定刑のみを引き上げると、不整合が生じるのではないかとの指摘もあったが、民事訴訟法における罪の法定刑の引き上げについては別途検討する必要があるものの、同法における罪の法定刑を引き上げない限り刑事訴訟法における罪の法定刑は引き上げられないということはないとの意見があった。

2 証人の勾引要件の緩和

考えられる制度の概要

- 1 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、証人を裁判所に召喚することができるものとする。
- 2 裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は召喚に応じないおそれがあるときには、証人を勾引することができるものとする。

〔補足説明〕

現行法では、召喚に応じない証人を勾引することができることとされ（刑訴法第152条）、実際に公判期日に不出頭となった後でなければ勾引することができず、召喚に応じないおそれがある場合でも、不出頭を確認する公判期日を経なければ勾引ができない制度となっていることから、本制度案は、公判審理を円滑にするため、証人の勾引要件を緩和し、召喚手続を経ずに勾引できるようにし、また、これに併せて、証人を召喚する法的根拠を明確化するため、根拠規定を設けるものである。

証人の勾引要件については、被告人の勾引の規定（同法第58条第2号）の文言や必要的弁護事件における弁護人の不出頭についての規定（同法第289条第3項）の文言と平仄を合わせ、制度概要2のとおり、「召喚に応じないおそれがあるとき」に勾引できる案としている。

これに対し、この要件について、被告人と証人とで立場が異なることから、「おそれが明らかなとき」として、より限定的にすべきではないかとの指摘もあったが、立場が異なることと勾引の要件を異ならせることは論理的に結び付かない、「明らかな」という文言の有無で実務の運用上の違いが生じることはないのではないかとの意見があった。

第2 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

- 1 犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪の法定刑（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を3年以下の懲役又は30万円以下の罰金とする。
- 2 証人等威迫の罪の法定刑（1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を2年以下の懲役又は30万円以下の罰金とする。
- 3 組織的犯罪処罰法における証拠隠滅等，犯人蔵匿等，証人等威迫の各罪の法定刑（3年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を，5年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。

〔補足説明〕

新たな刑事司法制度の下では，客観的な証拠や関係者の供述が損なわれたり歪められたりすることなく，公判廷に顕出され，事案の解明が行われるものとする必要がある。刑事手続における事実の適正な解明を妨げる行為を防止することの重要性が高まる。そこで，本制度案は，事実の適正な解明を妨げる行為について，これまで以上に厳正な対処をもって臨むべき犯罪であるという法的評価を明らかにし，これらの行為を防止するため，刑法の犯人蔵匿等，証拠隠滅等，証人等威迫の各罪の法定刑を引き上げ，組織的犯罪処罰法における組織的な犯罪に係る証拠隠滅等，犯人蔵匿等，証人等威迫の各罪（同法第7条第1号から第3号）の法定刑についても，組織的犯罪処罰法の加重の趣旨に鑑み，併せて引き上げるものである。

現行法上，国家の強制執行作用や公の競売等の作用又は人の業務を妨害する犯罪類型である強制執行妨害，競売等妨害，信用毀損及び業務妨害の各罪の法定刑の上限が懲役3年とされているところ，刑事司法作用は，国家刑罰権の発動に関わる重要な作用であり，これを妨害する行為については，強制執行を免れるための財産の隠匿等の行為や偽計等を用いて公の競売等の公正を害すべき行為，偽計等や威力により人の業務を妨害する行為との比較において，少なくとも同程度の当罰性があると考えられることから，犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪については，「3年以下の懲役」としている。

そして，現行刑法では，「2年以下の懲役」とされている犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪の法定刑を，「3年以下の懲役」に引き上げることとの均衡を考慮し，証人等威迫の罪の法定刑は，「2年以下の懲役」としている。

組織的な犯罪に係る証拠隠滅等の罪等については，組織的犯罪処罰法の加重の趣旨に鑑み，犯人蔵匿等，証拠隠滅等，証人等威迫の各罪の法定刑を上記のとおり引き上げることに伴って，「5年以下の懲役」としている。

そして，これらの罪の罰金刑については，第1の証人の不出頭等の罪の法定

刑の引上げと同様に、懲役刑とのバランスを考慮して引き上げるべきであることから、それぞれの罪の法定刑の均衡をも考慮して、制度概要1から3のと通りの法定刑としている。

これに対し、法定刑引上げについて、証拠隠滅等罪等で処罰される件数は相当少ない上、処罰される場合でも処断刑が法定刑の上限又はその近くであるような状況にないことからすると必要がないのではないかとこの意見があった。

第3 被告人の虚偽供述に対する制裁

考えられる制度の概要

- 1 (1) 裁判所は、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人を証人として尋問することができるものとする。
 - (2) (1)の尋問は、刑訴法第304条の規定にかかわらず、まず弁護人がするものとする。
 - (3) 裁判長、陪席の裁判官、検察官、共同被告人又はその弁護人は、(2)の尋問の後、被告人を尋問することができるものとする。この場合において、陪席の裁判官、検察官、共同被告人又はその弁護人の尋問は、裁判長に告げてしなければならないものとする。
 - (4) 被告人又は弁護人の請求により、被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものが取り調べられたときは、裁判長、陪席の裁判官、検察官、共同被告人又はその弁護人は、被告人を証人として尋問することができるものとする。この場合において、その書面に記載された供述は、公判期日における証言としてされたものとみなすものとする。
- 2 (1) 1の尋問については、刑訴法第311条第1項（被告人の包括的黙秘権）の規定は、これを適用しないものとする。
 - (2) 1の尋問については、証人尋問に関する規定のうち、刑訴法第150条（出頭義務違反と過料等）、第151条（出頭義務違反と刑罰）、第157条第1項及び第3項（被告人の立会権及び尋問権）、第157条の2（付添い）、第157条の3（遮へい）、第157条の4（ビデオリンク）、第164条（証人の旅費等請求権）、第281条の2（公判期日外の証人尋問における被告人の退席）、第299条第1項（証人の氏名・住居を知る機会の付与）並びに第304条の2（被告人の退廷）の規定は、これを適用しないものとする。
- 3 (1) 刑訴法第311条第2項及び第3項（被告人質問）の規定は、削除するものとする。
 - (2) 冒頭手続における被告人の陳述（刑訴法第291条第3項）、証拠調べが終わった後の被告人の陳述（同法第293条第2項）その他公判期日における被告人の陳述であって1の尋問手続以外の手続でしたものは、証拠とはならないものとする。
- 4 現行の被害者参加人等による被告人への質問（刑訴法第316条の37）と同様の範囲・要件で被害者参加人等による被告人への尋問を許すものとする。

〔補足説明〕

1 総論

本制度案は、新たな刑事司法制度の下で、より充実した公判審理を実現するため、被告人の虚偽供述を抑止し、公判廷に証拠として顕出される被告人の供述の真実性を確保するとの趣旨から、被告人に証人適格を認めて、現行の被告人質問を廃止し、被告人が自らの供述を証拠として公判廷に顕出しようとする場合には、供述の真実性確保の方策として確立している証人尋問手続による、すなわち、被告人が宣誓の上で証人として供述し、検察官による反対尋問に応じなければならず、虚偽の供述をした場合には偽証罪（刑法第169条）の対象となることとするものである。

2 考えられる制度の概要

(1) 制度概要 1

制度概要1(1)は、本制度案が、被告人が黙秘権を放棄して証人となることを選択するものであることから、被告人が自らの意思で証人となることを選択した場合に限って、これを証人として尋問することができる（弁護人による被告人の明示・黙示の意思に反した請求は許されない）こととするものである。

次に、同1(2)及び(3)は、被告人に対する証言拒絶権の保障に鑑み、まずは弁護人において主尋問を行い、その後に裁判官や他の訴訟関係人が尋問を行うことができることとするものである。

また、同1(4)は、被告人が証人となることを選択せずに供述書等を請求してこれが取り調べられた場合に、裁判官及び検察官等の訴訟関係人にその供述内容の真実性を吟味するための尋問の機会を与えることとし、その場合において、当該供述書等に記載された供述を公判期日における証言としてされたものとみなすこととして当該供述事項の範囲内では訴訟関係人等による尋問に応じなければならないこととするものである。

(2) 制度概要 2

制度概要2(1)は、被告人による証人尋問請求を包括的黙秘権の放棄と構成することによるものである。

次に、同(2)は、刑訴法上の証人尋問に関する規定中、証人となった被告人の立場と整合しないものや、証人となる被害者等を保護する趣旨の規定等の適用を除外するものである。

(3) 制度概要 3

制度概要3は、現行の被告人質問を廃止し、また、主張としての陳述と証拠としての供述の区別を明確にするため、証人尋問手続における被告人の証言以外の被告人の陳述が証拠とはならない旨の明文規定を設けることとするものである。

(4) 制度概要 4

制度概要 4 は、現行の被害者参加人等による被告人への質問の範囲・要件で、被害者参加人等による被告人への尋問を認めることとするものである。

これに対しては、被告人が証人となる場合には被害者参加人等による尋問をおよそ認めるべきではないとの意見もあった。

3 その他

(1) 被告人による虚偽の供述書の提出等の取扱い

被告人が公判廷において宣誓の上で虚偽の供述をした場合に偽証罪の対象となるものとするのであれば、被告人が公判で偽証をする代わりに虚偽の供述書等を提出することなどに対して、これを処罰することとするなど、何らかの手当てが必要ではないかとの意見が示された一方で、このような行為を処罰の対象とすると事実上弁護活動の制約になるのではないかとの懸念も示されたことから、これについては特段の案は示していない。

なお、制度概要 1 (4) の趣旨は、前記 2 (1) のとおりであり、偽証罪の適用についてまで証言とみなすものではない。

(2) 不利益推認禁止の明文規定

いわゆる不利益推認の禁止については、被告人が証人とならないこと自体から不利益な推認がされてはならないことには意見の一致が見られており、明文規定を設けるべきであるとの意見が示された一方で、明文規定を設けることによって、偽証の制裁の下における証言の信用性を高くみることまで阻害され、かえって被告人に不利益とならないかとの意見や、現行の被告人質問を廃止して本制度を設けることにより不利益推認禁止の明文規定を設ける必要性が高まるということへの疑問が示されたことから、これについては特段の案は示していない。

(3) 採否検討の際の視点

現行の被告人質問に対しては、虚偽を述べたとしても制裁がない上、被告人には反対尋問に応じる義務がなく、真実性担保の仕組みとして不十分であるという問題点があるとの意見が示された一方で、本制度を設けることに対しては、黙秘する被告人が増加することになるのではないか、自白事件の公判においても被告人が証人となることを選択しなくなることによって量刑判断のために必要な資料が得られにくくなるのではないかといった意見が示された。

なお、米国の運用状況を参考とすることについては、米国では自白事件で事実審理が行われないなど、我が国とは制度上の差異があることに十分留意すべきであるとの指摘があった。

自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

第1 自白事件の捜査の簡易迅速化を確保するための措置

考えられる制度の概要

1 公訴取消後の再起訴制限の緩和

(1) 裁判所が次の事由により即決裁判手続の申立てを却下した場合において、公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、検察官は、刑訴法第340条の規定にかかわらず、同一事件について、更に公訴を提起することができるものとする。

ア 刑訴法第350条の2第2項又は第4項の同意が撤回されたとき。

イ 刑訴法第350条の6第1項に規定する場合において、同項の同意がされなかったとき、又はその同意が撤回されたとき。

ウ 刑訴法第291条第3項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかったとき。

(2) 裁判所が次の事由により即決裁判手続により審判をする旨の決定を取り消した場合において、公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときも、(1)と同様とする。

ア 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

イ 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

ウ 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をしたため、即決裁判手続によることが相当でないと認めるとき。

2 同意等の撤回の制限

即決裁判手続によって審判をする旨の決定があった事件については、即決裁判手続によることについての同意又は起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述は、やむを得ない事由がある場合でなければ撤回できないものとする。

3 第1回公判期日前の陳述手続

(1) 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、刑訴法第350条の2第4項の規定による弁護人の同意があるときは、第1回公判期日前に限り、裁判所に対し、陳述手続（起訴状に記載された訴因について被告人に陳述する機会を与える手続をいう。以下同じ。）を行うことを請求することができるものとする。

- (2) 刑訴法第291条及び第350条の9の規定は、陳述手続に準用するものとする。
- (3) 裁判所は、陳述手続において、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によって審判をする旨の決定をしなければならないものとする。
- ア 刑訴法第350条の2第2項又は第4項の同意が撤回されたとき。
- イ アのほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。
- ウ 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。
- (4) 陳述手続において(3)の決定があった事件については、裁判所は、公判期日において、刑訴法第291条の手続に代えて、裁判所の規則の定めるところにより、当該陳述手続の結果を明らかにしなければならないものとする。

※ 第2で「新手続」が創設されることとなった場合、同手続についても同様とする（第2の制度概要6）。

〔補足説明〕

1 公訴取消後の再起訴制限の緩和（制度概要1）について

(1) 再起訴制限緩和の対象となる事由（制度概要1(1)(2)）

本制度案は、被告人側の応訴態度の変更により即決裁判手続によらないこととなった場合には、一旦公訴を取り消して再捜査を遂げた上で再起訴をする余地を認めることにより、起訴に至るまでの自白事件としての捜査の簡易迅速化を図るというものである。

そこで、制度概要1(1)(2)においては、同意や有罪陳述をしなかったり撤回した場合のほか、公判で否認に転じ、即決裁判手続によることが相当でないとして即決裁判手続によって審判をする旨の決定が取り消された場合、すなわち「被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をしたため、即決裁判手続によることが相当でない」（同(2)ウ）として、決定が取り消された場合も、本制度が適用されるものとしている。

(2) 公訴取消後の身柄拘束の在り方

公訴取消後の身柄拘束の在り方については、現行法上も再逮捕・再勾留が認められており、公訴取消後の身柄拘束においても現行法上の再逮捕・再勾留によることができることから、制度概要において、身柄拘束に関し

特別の規定を設けることとはしていない。

これに対しては、再度の身柄拘束が長期化することがないようにする仕組みが必要であるという意見や、公訴取消しによって被告人が釈放される場合に逃亡や罪証隠滅を防止する手当が必要であるという意見があった。

(3) 制度としての有効性

公訴を取り消して捜査段階に戻る仕組みを設けることにより、あり得る弁解を排斥するため念のために行う捜査や、詳細な証拠書類の作成などの捜査を遂げなくても、最低限度の証拠で早期に起訴することが可能となるという意見があった一方で、このような仕組みを設けたとしても、再捜査が必要となったときの証拠の散逸に備えて、結局は綿密な捜査を遂げざるを得ないとして、捜査の迅速化を図る仕組みとしての有効性に疑問を示す意見があった。

2 同意等の撤回の制限（制度概要2）及び第1回公判期日前の陳述手続（同3）の必要性・有効性

制度概要2は、公訴取消後の再起訴制限の緩和に加え、やむを得ない事由がある場合でなければ同意や有罪陳述を撤回できないとする仕組みを設けるものである。これにより、捜査機関としては、同意や有罪陳述が維持されることを前提とすることができ、以後は公判で否認に転じることを想定した捜査をする必要がなくなるようにすることにより、更に捜査の簡易迅速化を図るものである。

同3は、冒頭手続に相当する手続を第1回公判期日前に行う陳述手続を設け、起訴後できる限り早い段階で応訴態度の固定化を可能にすることで、時間の経過による証拠の散逸の弊害も相当程度解消することにより、捜査の簡易迅速化を図るものである。

これに対しては、同意や有罪陳述の撤回を制限しても、被告人が公判で否認供述を始めた場合にこれを制限することはできないことから、十分な実効性を確保し難いという意見や、被告人側が躊躇してかえって同意等をしなくなるおそれがあるという意見があったほか、そもそも被告人・弁護人の同意や有罪陳述の撤回を制限すること自体相当ではないという意見があった。

3 第1回公判期日前の陳述手続（制度概要3）について

(1) 請求要件（制度概要3(1)）について

即決裁判手続の申立て時に、弁護人が証拠を具体的に検討するまでは同意できないとして即決裁判手続によることについての意見を留保しているときは、早い段階で陳述手続を行ったとしても、弁護人の同意を得られずに即決裁判手続によることの決定ができないことが想定されることから、

「刑訴法第350条の2第4項の規定による弁護人の同意があるとき」として、申立て時の弁護人の同意を陳述手続を請求する要件としている。

(2) 冒頭手続・必要的弁護の規定の準用（制度概要3(2)）について

陳述手続は、冒頭手続に相当する部分を早期に行うことにより、被告人側の応訴態度をできるだけ早期に固定しようとするものであることから、冒頭手続に関する刑訴法第291条を準用することとしている。

また、陳述手続においては、即決裁判手続によって審判をする旨の決定をすることから、同様の決定をする際の必要的弁護を規定する同法第350条の9を準用することとしている。

(3) 即決裁判手続によって審判をする旨の決定（制度概要3(3)）について

陳述手続においても、現行の即決裁判手続において決定する場合（刑訴法第350条の8）と同様に、有罪陳述がなされたときは、同意が撤回されたときなど制度概要3(3)アからウに掲げる場合を除き、即決裁判手続によって審判をする旨の決定をしなければならないものとしている。

(4) 陳述手続の結果顕出（制度概要3(4)）について

制度概要3(4)において、陳述手続において即決裁判手続により審判をする旨の決定があった事件については、刑訴法第291条の冒頭手続に代えて、陳述手続の結果を明らかにしなければならないものとしている。これは、被告人側の応訴態度をできるだけ早期に固定するために陳述手続を機動的に行うことができるよう、陳述手続を整理手続と同様に非公開で行う公判準備手続と整理した上で、公判期日において、その結果を顕出することとするものである。

また、陳述手続の結果を明らかにする具体的方法については、同法第316条の31による整理手続の結果顕出と同様に、裁判所の規則に委ねることとしている。

第2 一定範囲の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新たな手続の創設

(以下、仮に「新し手続」という。)

考えられる制度の概要

- 1 (1) 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、重大でないこと、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮して相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により新し手続の申立てをすることができるものとする。ただし、裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第236条、第238条又は第239条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条の罪を除く。）に係る事件）については、この限りでないものとする。
 - (2) (1)の申立ては、新し手続によることについての被疑者の同意がなければ、これを行うことができないものとする。
 - (3) 被疑者に弁護人がある場合には、(1)の申立ては、被疑者が(2)の同意をするほか、弁護人が新し手続によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これを行うことができるものとする。
 - (4) 裁判所は、新し手続の申立てがあった事件について、弁護人が新し手続によることについてその意見を留保しているとき、又は新し手続の申立てがあった後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できるだけ速やかに、新し手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならないものとする。
 - (5) 検察官は、被疑者又は弁護人に対し、新し手続によることについての同意をするかどうかの確認を求めるときは、公訴を提起すべき事実の要旨及び新し手続により審判される場合に陳述することを予定する科刑意見の内容を告げなければならないものとする。被疑者に対しては、新し手続を理解させるために必要な事項（当該事件について新し手続により科することができる刑の上限及び上訴に関する制限を含む。）について説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならないものとする。
- 2 裁判所は、新し手続の申立てがあった事件について、刑訴法第291条第3項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、新し手続によって審判をする旨の決定をしなければならないものとする。

ア 1 (2) 又は (3) の同意が撤回されたとき。

イ 1 (4) の場合において、1 (4) の同意がなされなかったとき、又はその同意が撤回されたとき。

ウ ア又はイのほか、当該事件が新手術によることができないものであると認めるとき。

エ 当該事件が新手術によることが相当でないとき。

3 裁判所は、新手術によって審判をする旨の決定に先立ち、被告人に対し、新手術を理解させるために必要な事項（当該事件について新手術により科することができる刑の上限及び上訴に関する制限を含む。）について説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならないものとする。

4 新手術においては、3年を超える懲役又は禁錮の言渡しはできないものとする。

5 裁判所は、新手術によって審判をする旨の決定があった事件については、その決定の日からできる限り5日以内に判決の言渡しをしなければならないものとする。

6 1から5までに定めるもののほか、新手術については、第1による改正後の即決裁判手続の例によるものとする。

※ 新手術については、即決裁判手続と並存させる。

〔補足説明〕

1 申立ての手続（制度概要1）について

(1) 対象事件について（制度概要1(1)）

現行の即決裁判手続の対象事件は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件を除く事件とされているが、一定範囲の実刑相当事案も対象とする新手術においては、常習累犯窃盗など、いわゆる法定合議事件（裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件）を除く事件としている。これは、短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件であっても、いわゆる法定合議事件を除く事件の中には、簡易迅速な処理に適するものがあると考えられることによるものである。

これに対しては、新手術の対象とされる事件のうち、被害者の存在する犯罪、常習窃盗のように余罪捜査の必要性のある犯罪、組織性の疑われる薬物事犯のように密売組織の解明のための突き上げ捜査の必要性がある犯罪などについては、簡易迅速な処理になじみにくいとの意見があった。

(2) 検察官の申立ての要件（制度概要 1 (1)から(3)）

制度概要 1 (1)においては、検察官の申立ての要件のうち事案の軽重を示す要件について、新手続きが実刑相当事案を対象としており、現行の即決裁判手続の申立ての要件である「軽微であること」よりも重い事案を含む表現とするため、「重大でないこと」としているが、これに対しては、更に適切な表現がないか検討する必要があるとの意見があった。

その他の要件(同 1 (1)から(3))については、現行の即決裁判手続と同様のものとしている。

(3) 新手続きによることについて同意をするかどうかの確認・予定科刑意見の告知（制度概要 1 (4) (5)）

新手続きにおいては、一定範囲の実刑の言渡しが可能となることを前提としても、被告人側の同意を得て広く利用される制度とするため、被告人側の量刑の予測可能性を高めることができるよう、検察官は、新手続きによることについての同意をするかどうかの確認を求めるときに、予定科刑意見の告知をしなければならないものとしている。

予定科刑意見を裁判所に知らせる仕組みとするかについては、被告人側に予定科刑意見が適切に告知されたかどうかは、新手続きによる審理の可否・当否に関わることから、予定科刑意見を裁判所に知らせる仕組みとすることが相当であるという意見があった一方で、裁判所が予定科刑意見を知る必要性に疑問を示す意見があった。

告知した予定科刑意見の変更の可否については、被告人側は検察官から予定科刑意見を告げられると、これを信頼して一定の量刑見通しを持った上で新手続きによることについての同意をすることになるから、基本的に重く変更できない仕組みとすることに異論はなかったが、当初の科刑意見を維持することが相当ではなくなるような事情変更があった場合の手続については更に検討すべきであるとの意見があった。

2 新手続きにより審判をする旨の決定（制度概要 2）について

現行の即決裁判手続において決定する場合（刑訴法第 350 条の 8）と同様に、同法第 291 条 3 項の冒頭手続において有罪陳述がなされたときは、同意が撤回されたときなど制度概要 2 アからエに掲げる場合を除き、新手続きにより審判をする旨の決定をしなければならないものとしている。

3 手続保障（制度概要 1 (5), 3）について

新手続きにおいては、現行の即決裁判手続と異なり実刑に処することも可能であることから、手続保障を強化・充実させることとし、制度概要においては、現行の即決裁判手続と同様に検察官が被疑者に対する新手続きの説明義務等を負うこととしている（制度概要 1 (5)）ほか、裁判所も、検察官と同様に

被告人に対する新手続きの説明義務等を負う（同3）こととしている。

これに対しては、裁判所が被告人に検察官と同様の説明を重ねてする必要性に疑問があるとする意見があった。

4 科刑制限（制度概要4）について

現行の即決裁判手続の下でも、執行猶予が取り消された場合は、即決裁判手続により言い渡された判決に基づいて3年以下の懲役・禁錮の刑が執行され得ることとの均衡を考慮し、新手続きにおける科刑制限は、3年を超える懲役又は禁錮の言渡しはできないものとしている。

5 判決の言渡し時期（制度概要5）について

判決の言渡し時期については、自白事件の簡易迅速な処理という制度趣旨からすると、できる限り一定の期間内に判決を言い渡す旨の規定を設けることが望ましく、その期間を「5日以内」としても処理に適する事案はありと考えられることから、制度概要においては、「できる限り5日以内」に判決の言渡しをしなければならないものとしている。

これに対しては、実刑相当事案の場合には、審理に必要な期間や量刑判断に必要な期間が事案によって様々であるから、判決までの期間を一律に定めるのは相当でないとの意見があった。

6 その他（制度の採否に関する事項）

実刑相当事案においては、弁護活動としてどの程度の情状立証を行うかの判断が難しいとの意見が示されたほか、裁判所としても、量刑にどの程度審理期間を設けるかや、結審後判決までにどの程度の期間を設けるかの判断が難しく、刑の一部執行猶予事案について迅速に量刑判断を行えるかについても疑問があるとの意見が示された。